

警務月報

明治四十三年九月二十七日發行

第 3 門

# 警務月報

第 三 號

明治四十三年十一月二日發行

REEL No. 1-0465

0441

警務月報 第三號

目次

警務總局及警務部令公文書中改正ノ件	九三
朝鮮總督府官報廣告掲載方ノ件	九四
朝鮮總督府官報廣告掲載方ノ件	九四
朝鮮總督府官報廣告掲載方ノ件	九四
代書集取給規則	九四
集會集令ニ關シ追加ノ件	九六
併合後處務方ニ關スル件	三三
大救護行手續方ノ件	三四
警察職員配置表制定ノ件	三五
巡查及巡查補定員表改正ノ件	四二
警察職員配置表改正ノ件	四二
外國人ニ適用スヘキ法令ノ件	四二
外國旅行券下付ニ關スル件	四三
放生遊戯ノ開演獎勵報告方ノ件	四三
會計事務ニ關シ度支部次官ノ通牒	四五
統監府所屬官署官吏ノ輸入スル小包郵便物ニ對シ輸入税ヲ課スル件	四五
朝鮮ニ於ケル港灣ニ外國軍艦ノ入港ニ關スル件	四六
未納税金徵收上ニ關スル件	四六
○講 演	
倭學部次官ノ演說	一一
○雜 報	
○統監府文官普通試驗合格者(警察官吏)限地開墾試驗(朝鮮)演說	
○警察官與(八月)中發行許可及發賣(布)禁止シタル刊行物	

○法 令

韓國ノ國號ヲ朝鮮ト稱スル件 七九

朝鮮總督府設置ニ關スル件 七九

舊韓國皇帝ノ勅諭 三

舊韓國皇帝ノ勅諭 三

韓國併合條約 四

寺內統監諭告 五

韓國併合ニ關スル宣言 九

○詔 書

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ

爾來時ヲ經ルヨト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現制ハ尙未ダ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民其ノ塔ニ安セズ公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スヘク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承クテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日

各 大 臣 副 署

詔 書 (第三號)

詔書

朕天壤無窮ノ不基ヲ弘クシ國家非常ノ禮數ヲ備ヘムト欲シ前韓國皇帝ヲ冊シテ王ト爲シ昌德宮李王ト稱シ嗣後此ノ隆錫ヲ世襲シテ以テ其ノ宗祀ヲ奉センメ皇太子及將來ノ世嗣ヲ王世子トシ太皇帝ヲ太王ト爲シ德壽宮李太王ト稱シ各其ノ儀匹ヲ王妃太王妃又ハ王世子妃トシ竝ニ待ツニ皇族ノ禮ヲ以テシ特ニ殿下ノ敬稱ヲ用キシム世家率循ノ道ニ至リテハ朕ハ當ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定メ李家ノ子孫ヲシテ奕葉之ニ賴リ福履ヲ増綏シ永ク休祉ヲ享ケシムヘシ茲ニ有衆ニ宣示シ用テ殊典ヲ昭ニス

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日

宮内大臣内閣總理大臣副署

朕惟フニ李甥及李姪ハ李王ノ懿親ニシテ令問夙ニ彰ハレ權域ノ瞻望タリ宜ク殊遇ヲ加錫シ其ノ儀稱ヲ豐ニスヘシ茲ニ特ニ公ト爲シ其ノ配匹ヲ公妃トシ竝ニ待ツニ皇族ノ禮ヲ以テシ殿下ノ敬稱ヲ用キシメ子孫ヲシテ此ノ榮錫ヲ世襲シ永ク寵光ヲ享ケシム

御名 御璽

明治四十八年八月二十九日

宮内大臣内閣總理大臣副署

朕惟フニ統治ノ大權ニ由リ茲ニ始メテ治化ヲ朝鮮ニ施クハ朕カ蒼黎ヲ綏撫シ赤子ヲ體卹スルノ意ヲ昭示スルヨリ先ナルハナシ乃チ別ニ定ムル所ニ依リ朝鮮ニ於ケル舊刑諸般ノ罪囚中情狀ノ惘諒スヘキモノニ對シテ特ニ大赦ヲ行ヒ積年ノ逋租及今年ノ租稅ハ之ヲ減免シ以テ朕カ軫念スル所ヲ知悉セシメヨ

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日

各 大臣 副署

○ 舊韓國皇帝ノ詔勅

朕東洋ノ平和ヲ鞏固ナラシメンカ爲韓日兩國ノ親密ナル關係ニヨリ彼我相合シテ一家ト爲ルハ相互萬世之幸福ヲ圖ル所以ナルヲ念ブテ以テ茲ニ韓國ノ統治ヲ舉ケテ此ヲ朕ノ極メテ信賴スル大日本皇帝陛下ニ讓與スルコトニ決定シ仍テ必要ナル條章ヲ規定シ將來我皇室永久ノ安寧ト生民ノ福利トヲ保障スル爲内閣總理大臣李完用ヲ全權委員ニ任命シ大日本帝國總統暨寺内正毅ト會同シテ商議協定セシム諸臣亦朕カ意ノ確斷タル所ヲ體シテ奉行セヨ

御名 御璽

隆熙四年八月二十二日

○ 舊韓國皇帝ノ勅諭

皇帝若曰ク朕否德ヲ以テ艱大ノ業ヲ承ケ臨御以後今日ニ至ルマテ維新ノ政令ニ關シ亟圖備試シ未タ嘗テ用力至ラサルハナシ由來積弱漸ト成リ疲弊極度ニ到リ時日ノ間挽回ノ施措望無ク中夜憂慮善後ノ策茫然タリ此ニ任シテ支離益甚タシカラシムハ自ラ終局收拾シ得サルニ底ルヘシ寧ロ大任ヲ人ニ托シテ完全ニスヘキ方法ト革新ノ功效ヲ奏セシムルニ如カス故ニ朕ハ是ニ於テ毅然トシテ内省シ廓然トシテ自斷シ茲ニ韓國ノ統治權ヲ從前ヨリ親信依仰セル隣國大日本帝國皇帝陛下ニ讓與シ外東洋ノ平和ヲ鞏固ニシ内八域ノ生民ヲ保全セシム惟爾大ニ深ク國勢ト時宜ヲ察シテ煩擾スル勿ク各其業ニ安シテ日本帝國文明ノ新政ニ服從シ共ニ幸福ヲ受ケヨ朕カ今日ノ此舉ハ爾有衆ヲ忘レタルニケラスシテ實ニ爾有衆ヲ救活セントスルノ至意ニ出テタルモノナレハ爾臣民等克ク朕カ此意ヲ

詔約 (第三號)

三

條約

隆熙四年八月二十九日

御璽

○韓國併合條約

明治四十三年八月二十九日

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ願ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ爲ニハ韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲日本國皇帝陛下ハ統監子爵寺內正毅ヲ韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ會同協議ノ上左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ讓與ス

第二條

日本國皇帝陛下ハ前條ニ掲ケタル讓與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス

第三條

日本國皇帝陛下ハ韓國皇帝陛下太皇帝陛下皇太子殿下及其ノ君妃及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ應シ相當ナル尊稱、威嚴及名譽ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス

第四條

日本國皇帝陛下ハ前條以外ノ韓國皇族及其ノ後裔ニ對シ各相當ノ名譽及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス

第五條

日本國皇帝陛下ハ勳功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ爲スヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與フヘシ

第六條

日本國政府ハ前記併合ノ結果トシテ全然韓國ノ施設ヲ擔任シ同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財産ニ對シ十分ナル保護ヲ與ヘ且其ノ福利ノ増進ヲ圖ルヘシ

第七條

日本國政府ハ誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相當ノ資格アル者ヲ事情ノ許ス限リ韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用スヘシ

第八條

本條約ハ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス右證據トシテ兩全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十三年八月二十二日

隆熙四年八月二十二日

統監子爵寺內正毅

内閣總理大臣 李完用

○諭告

敍聖文武天皇陛下ノ大命ヲ奉シ本官今ヤ朝鮮統轄ノ任ニ膺ルニ際シ茲ニ施政ノ綱領ヲ示シテ朝鮮上下ノ民衆ニ諭告ス

條約(第三號)

五

夫レ疆域相接シ休戚相倚リ民情亦昆弟ノ誼アルモノ相合シテ一體ヲ成スハ自然ノ理必至ノ勢ナリ是ヲ以テ大日本國 天皇陛下ハ朝鮮ノ安寧ヲ確實ニ保障シ東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持スルノ緊切ナルヲ念ヒ前韓國元首ノ希望ニ應シ其ノ統治權ノ讓與ヲ受諾シ給ヒタリ自今前韓國ノ皇帝陛下ハ昌德宮李王殿下ト稱セラレ皇太子ハ王世子トナリテ後嗣長ヘニ相繼承シ萬世無窮タルヘク太皇帝陛下ハ德壽宮李王殿下ト稱セラレ皇族ノ禮遇ヲ賜ハリ其ノ秩俸ノ豐厚ナル皇位ニ在スノ時ト異ルナカルヘシ朝鮮民衆ハ盡ク帝國臣民ト爲リ 天皇陛下撫育ノ化ヲ被ムリ長ヘニ深仁厚德ノ惠澤ニ浴スヘシ殊ニ忠順ニ新政ヲ翼賛スル賢良ハ其ノ功勞ニ準シ榮爵ヲ授ケラレ恩金ヲ賜ハリ又其ノ材能ニ應シ帝國ノ官吏トシテ或ハ中樞院議官ノ班ニ列セラレ或ハ中央若ハ地方官廳ノ職員ニ登用セラレヘシ又班族儒生ノ耆老ニシテ恭謙能ク庶民ノ師表タル者ニハ尙齒ノ恩典ヲ與ヘラレ孝子節婦鄉黨ノ模範タル者ニハ褒賞ヲ賜リ以テ其ノ德行ヲ表彰セラレヘシ曩ニ地方官吏ノ職ニ在リ國稅缺通ノ行爲アリタル者ハ其ノ責任ヲ解除シ特ニ其ノ未勸金ノ完納ヲ免セラルヘシ又從前法律ニ違反シタル者ニシテ其ノ犯罪ノ性質特ニ惡諒スヘキ者ニ對シテハ一律ニ大赦ノ特典ヲ與ヘラルヘシ

如今地方ノ民衆積弊ノ餘孽ヲ受ケ或ハ業ヲ失ヒ産ヲ傾ケ又甚シキハ流離饑餓ニ瀕スル者アリ依テ先ツ民力ノ休養ヲ圖ルノ急務ナルヲ認メ隆熙二年度以前ノ地稅ニシテ今尙未納ニ係ルモノハ之ヲ免除シ隆熙三年以前ノ貸付ニ係ル社穀ハ其ノ還納ヲ特免セシメ且本年秋季ニ徵收スヘキ地稅ハ特ニ其ノ五分ノ一ヲ輕減シ更ニ國幣約一千七百萬圓ヲ支出シ之ヲ十三道三百二十有餘ノ府郡ニ配與シ以テ士民ノ授産、教育ノ補助並凶歉ノ救濟ニ充テシムヘシ是皆斯ノ更始一新ノ時ニ方リ惠撫慈養ノ聖旨ヲ昭ニスル所以ナリ然リト雖國政ノ利澤ヲ蒙ル者其ノ分ニ應シテ國費ヲ負擔スルハ天下ノ通則ニシテ古今東西皆然ラザルハ莫シ故ニ克ク道般救恤ノ本旨ヲ體シ或ハ恩ニ徂レテ奉公ノ心ヲ失ハサラコトヲ期スヘシ

凡ソ政ノ要ハ生命財產ノ安固ヲ圖ルヨリ急ナルハ莫シ蓋シ殖産ノ方興業ノ途之ニ次テ振作スルヲ得ヘケレハナリ從來不逞ノ徒頑迷ノ輩遐邇ニ出沒シ或ハ人ヲ殺シ財ヲ掠メ或ハ非謀ヲ企テ騷擾ヲ起ス者アリ是ヲ以テ帝國ノ軍隊ハ各道ノ要所ニ駐屯シテ時變ニ備ヘ憲兵警官ハ普ク郡都鄙ニ互リテ專ラ治安ノ事ニ從ヒ又各地ニ法廷ヲ開キテ公平無私ノ審判ヲ下スニ努ム是固ヨリ奸凶ヲ懲罰シ邪曲ヲ芟除セムカ爲ナリト雖畢竟國內全般ノ安寧秩序ヲ維持シ各人ヲシテ其ノ堵ニ安シテ業ヲ營ミ産ヲ治メシムトスルニ外ナラス

今朝鮮ノ地勢ヲ通觀スルニ其ノ南土ハ肥沃ニシテ農業ニ適シ其ノ北地ハ概チ礦物ニ富ミ内河外海亦魚介多シ遺利餘澤ノ獲收スヘキモノ鮮少ナリトセシ其ノ開發ノ方法宜シキヲ得ハ産業ノ振作期シテ待ツヘシ而シテ産業ノ發達ハ主トシテ運輸機關ノ完成ニ俟タサルヘカラス是事ヲ創メ業ヲ起スノ階梯ナレハナリ今通路ヲ十三道ノ各地ニ開キ鐵道ヲ京城元山間及三南地方ニ新設シ漸ク以テ全土ニ及ホサムトス斯ノ如クニシテ大成ヲ將來ニ期スルト共ニ其ノ開發敷設ノ工程ニ於テ衆民ニ生業ヲ與ヘ其ノ窮乏ヲ拯フノ一助タルヘキヲ疑ハズ朝鮮古來ノ流弊ハ好惡乖違唯利ヲ以テ相爭フニ在リ是ヲ以テ一黨勢ヲ得レハ忽チ他派ヲ排ハムトシ一派力ヲ占ムレハ輒チ他黨ヲ排ハムトシ頑頑排擠其ノ窮極スル所ヲ知ラス終ニ産ヲ破リ家ヲ亡ホス者尠シトセシ是尺害アリテ寸益ナシ爾後黨ヲ樹テ社ヲ結ヒ徒ニ輕舉妄動ヲ事トスルカ如キコトアルヘカラス但シ政令治ク下ニ及ハス民意動モスレハ上ニ達セシテ其ノ上壓下怨ノ弊ヲ釀スハ古今其ノ例ニ乏シカラス依テ中樞院ノ規模ヲ擴張シ老成ノ賢良ヲ網羅シテ其ノ議官ニ列シ重要ナル政務ノ諮詢ニ應セシメ又各道及府郡ニハ參與官又ハ參事ノ職ヲ設ケ能士俊材ヲ登用シテ之ニ充テ其ノ言議ヲ徵シ其ノ獻策ニ聽キ以テ政令ト民情ト相抵牾スル所ナカランコトヲ期ス

ヒ天壽ヲ全フセシムルニ足ラス是最モ痛嘆スヘキ所ナリ藝ニ京城ニ中央醫院ヲ開キ又全州清州及咸興ニ慈惠醫院ヲ設ケテ以來衆庶ノ其ノ恩波ヲ蒙ル者極メテ多シト雖未タ全土ニ普及セサルヲ遺憾トシ既ニ令ヲ發シテ更ニ各道ニ慈惠醫院ヲ増設セシメ名醫ヲ置キ良藥ヲ備ヘ汎ク起死回生ノ仁術ヲ施サシムトス

願フニ人文ノ發達ハ後進ノ教育ニ俟タサルヘカラス而シテ教育ノ要ハ智ヲ進メ徳ヲ磨キ以テ修身齊家ニ資スルニ在リ然ルニ諸生動モスレハ勞ヲ厭ヒ逸ニ就キ徒ニ空理ヲ談シテ放漫ニ流レ終ニ無爲徒食ノ遊民タル者往々ニシテ之レ有リ自今宜シク其ノ弊ヲ矯メ華ヲ去リ實ニ就キ懶惰ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉ノ美風ヲ涵養スルコトニ努ムヘシ

信教ノ自由ハ文明列國ノ均シク認ムル所ナリ各人其ノ崇拜スル教旨ニ倚リ以テ安心立命ノ地ヲ求ムトスルハ固ヨリ其ノ所ナリト雖宗派ノ異同ヲ以テ漫ニ紛争ヲ試ミ又ハ名ヲ信教ニ藉リテ明ニ政事ヲ議シ若ハ異圖ヲ企テムトスルカ如キハ即チ良俗ヲ荼毒シ安寧ヲ妨害スルモノナルヲ以テ當ニ法ヲ案シテ處斷セサルヘカラス然レトモ儒佛諸教ト基督教トヲ問ハス其ノ本旨ハ畢竟人心世態ノ改善ニ在ルカ故ニ固ヨリ施政ノ目的ト背馳セサルノミナラス却テ之ヲ裨補スヘキモノタルヲ疑ハス是ヲ以テ各種ノ宗教ヲ待ツニ毫モ親疎ノ念ヲ挾マサルハ勿論其ノ布教傳道ニ對シテハ適當ナル保護便宜ヲ與フルニ吝ナラサルヘシ

本官今 聖旨ヲ奉シテ此ノ地ニ莅ムヤ一ニ治下生民ノ安寧幸福ヲ増進セムト欲スルノ外他念アルナシ是レ茲ニ詳々トシテ其ノ適從スヘキ所ヲ諭示スル所以ナリ尙漫ニ妄想ヲ逞フシ敢テ施設ヲ妨碍スル者アラハ斷シテ假借スル所ナカルヘシ若シ夫レ忠誠身ヲ持シ謹慎法ヲ守ルノ良士順民ニ至ラバハ必ス皇化ノ惠澤ニ霑ヒ其ノ子孫亦永ク恩波ニ浴スヘシ爾等恪テ新政ノ宏謀ヲ奉體シテ苟モ違フ所アル勿レ

明治四十三年八月二十九日

統監子爵寺 内 正 毅

○ 韓國併合ニ關スル宣言

韓國併合ノ件ニ關シ帝國政府ハ韓國トノ間ニ條約ヲ有シ又ハ韓國ニ於テ最惠國待遇ヲ享クヘキコトトナリ居リタル獨逸國、亞米利加合衆國、埃地利洪牙利國、白耳義國、清國、丁抹國、佛蘭西國、大不列顛國、伊太利及露西亞國ノ各政府ニ對シ左ノ宣言ヲ爲シタリ

明治三十八年日韓協約成リテヨリ茲ニ四年有餘其ノ間日韓兩國政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ從事シタリト雖同國現在ノ統治制度ハ尙未タ十分ニ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ足ラス衆民疑懼ノ念ヲ懷キ適歸スル所ヲ知ラサルノ狀アリ韓國ノ靜謐ヲ維持シ韓民ノ福利ヲ増進シ併セテ韓國ニ於ケル外國人ノ安寧ヲ計ルカ爲ニハ此ノ際現制度ニ對シ根本的ノ改善ヲ加フルノ必要アルコト瞭然タルニ至レリ

日韓兩國政府ハ前記ノ必要ニ應ジテ現在ノ事態ヲ改良シ且將來ノ安固ニ對シテ完全ナル保障ヲ與フルノ急務ナルヲ認メ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ承認ヲ經兩國全權委員ヲシテ一ノ條約ヲ締結セシメ全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトトナセリ

該條約ハ八月二十九日ヲ以テ之ヲ公布シ同日ヨリ直ニ之ヲ施行スヘク日本帝國政府ハ同條約ノ結果朝鮮ニ關スル統治ノ全部ヲ擔當スルコトトナレバ以テ茲ニ左ノ方針ニ依リ外國人及外國貿易ニ關スル事項ヲ處理スヘキコトヲ表明ス

一 韓國ト列國トノ條約ハ當然無効ニ歸シ日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適

宣言 (第三號)

九

用セラルヘシ  
 朝鮮ニ在留スル諸外國人ハ日本法權ノ下ニ於テ事情ノ許ス限日本内地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有シ且其ノ適法ナル既得權ノ保護ヲ受クヘシ  
 日本帝國政府ハ併合條約施行ノ際現ニ朝鮮ニ於ケル外國領事裁判所ニ繁屬スル事件ハ最終ノ決定ニ至ル迄其ノ裁判ヲ續行セシムルコトヲ承諾スヘシ  
 二日本帝國政府ハ從來ノ條約ニ關係ナク今後十年間朝鮮ヨリ外國ニ輸出シ又ハ外國ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル外國船舶ニ對シ現在ト同率ノ輸出入税及噸税ヲ課スヘシ  
 朝鮮ヨリ日本ニ移出シ又ハ日本ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル日本船舶モ亦今後十年間前項ノ貨物及船舶ニ對スルト同率ノ課税ヲ受クルモノトス  
 三日本帝國政府ハ今後十年間日本國トノ條約國ノ船舶ニ對シ朝鮮開港間及朝鮮開港ト日本開港間ノ沿岸貿易ニ從事スルヲ許スヘシ  
 四從來開港場ハ馬山浦ヲ除クノ外舊ニ依リ之ヲ開港トナシ更ニ新義州ヲモ開港トシ内外船舶ノ出入及之ニ依ル貨物ノ輸出入ヲ許スヘシ  
 帝國政府ハ又亞爾然丁國、伯刺西爾國、智利國、格倫比亞國、西班牙國、希臘國、墨西哥國、諾威國、和蘭國、秘魯國、葡萄牙國、暹羅國、瑞典國及瑞西國ノ各政府ニ對シ左ノ宣言ヲ爲シタリ  
 明治四十三年八月二十二日日本國ト韓國トノ間ニ締結セラレタル條約ニ依リ韓國ハ日本國ニ併合セラレ日本ヨリ日本帝國ノ一部ヲ成スコトナレリ爾今日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラルヘク該現行條約ヲ有スル列國ノ臣民又ハ人民ハ朝鮮ニ於テ事情ノ許ス限日本内地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有スヘシ

○法令

●韓國ノ國號ヲ改メ朝鮮ト稱スルノ件 明治四十三年八月二十九日勅令第三百十八號  
 韓國ノ國號ハ之ヲ改メ爾今朝鮮ト稱ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●朝鮮總督府設置ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日勅令第三百十九號

朝鮮ニ朝鮮總督府ヲ置ク  
 朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置キ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ一切ノ政務ヲ統轄セシム  
 統監府及其ノ所屬官署ハ當分ノ内之ヲ存置シ朝鮮總督ノ職務ハ統監ヲシテ之ヲ行ハシム  
 從來韓國政府ニ屬シタル官廳ハ内閣及表勳院ヲ除クノ外朝鮮總督府所屬官署ト看做シ當分ノ内之ヲ存置ス  
 前項ノ官署ニ在勤スル官吏ニ關シテハ舊韓國政府ニ在勤中ト同一ノ取扱ヲ爲ス但シ舊韓國法規ニ依ル親任官ハ親任官ノ待遇、勅任官ハ勅任官ノ待遇、奏任官ハ奏任官ノ待遇、判任官ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモノトシ尙在官ノ僱聘用ヲ許可セラレタル者ニアリテハ明治三十七年勅令第九十五號ノ適用ヲ受クルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 舊韓國軍人ノ取扱ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 勅令第三百二十三號  
 朝鮮總督府設置ノ際ニ於ケル韓國軍人ノ取扱ハ陸軍軍人ニ準シ其ノ官階級任免分限及給與等ニ關シテハ當分ノ内從前ノ規定ニ依ル  
 前項ノ軍人中現職ニ在ル者ハ駐劄軍司令部附又ハ駐劄憲兵隊司令部附トス  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 勅令第三百二十四號  
 第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得  
 第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ  
 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得  
 前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ  
 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス  
 第六條 第一條ノ命令ハ勅令ト稱ス  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 朝鮮ヲ統治スルノ始ニ方リ特ニ大赦ヲ行ハシムル件 明治四十三年八月二十九日 勅令第三百二十五號  
 第一條 本令公布前ニ於テ左ニ記載シタル舊韓國法令ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス  
 一 刑法大全第九十一條ノ罪及同罪ニ關スル第九十二條及第九十三條ノ罪並第九十四條ノ罪  
 二 刑法大全第九十五條ノ罪及同罪ニ該當スル犯人ノ情ヲ知リテ藏匿シ又ハ隠避セシメタル罪  
 三 刑法大全第九十六條乃至第九十九條ノ罪  
 四 刑法大全第二百條ノ罪  
 五 刑法大全第二百一條ノ罪  
 六 刑法大全第二百四十三條乃至第二百五十二條ノ罪  
 七 刑法大全第二百六十條ノ罪  
 八 刑法大全第二百六十二條及第二百六十四條ノ罪  
 九 刑法大全第二百六十五條ノ罪  
 十 刑法大全第二百六十六條ノ罪  
 十一 刑法大全第二百七十五條及第二百八十條ノ罪 但シ人ヲ殺シタル罪ヲ除ク  
 十二 刑法大全第二百八十九條及第二百九十二條ノ罪  
 十三 刑法大全第二百九十三條及第二百九十四條及第二百九十六條ノ罪  
 十四 刑法大全第三百三條及第三百四條ノ罪但シ第三百四條 但書ノ罪ヲ除ク  
 十五 刑法大全第三百六條ノ罪  
 法令 (第三號)  
 八一



十六 刑法大全第三百十二條ノ罪  
 十七 刑法大全第三百十八條ノ罪  
 十八 刑法大全第三百二十條乃至第三百二十七條ノ罪 但シ第三百二十二條 但書及第三百二十七條ノ罪ヲ除ク  
 十九 刑法大全第三百三十四條乃至第三百三十七條ノ罪 但シ死ニ致シタル罪ヲ除ク  
 二十 刑法大全第三百四十六條ノ罪  
 二十一 刑法大全第三百五十三條乃至第三百六十一條ノ罪 但シ因リテ所犯アリタル者ニシテ其ノ所犯本令ニ依リ赦免スヘカラサル罪ニ該當スルトキハ之ヲ除ク  
 二十二 刑法大全第三百六十七條乃至第三百七十條ノ罪  
 二十三 刑法大全第三百八十二條、第三百八十三條及第三百八十六條ノ罪  
 二十四 刑法大全第四百條乃至第四百三條ノ罪  
 二十五 刑法大全第四百四條乃至第四百七條ノ罪  
 二十六 刑法大全第四百八條及第四百九條ノ罪  
 二十七 刑法大全第四百十三條乃至第四百十六條ノ罪  
 二十八 刑法大全第四百二十條乃至第四百二十八條ノ罪  
 二十九 刑法大全第四百二十九條乃至第四百三十二條及第四百三十四條乃至第四百三十六條ノ罪  
 三十 刑法大全第四百三十七條ノ罪  
 三十一 刑法大全第四百三十九條乃至第四百四十二條ノ罪 但シ因リテ所犯アリタル者ニシテ其ノ所犯本令ニ依リ赦免スヘカラサル罪ニ該當スルトキハ之ヲ除ク  
 三十二 刑法大全第四百四十八條乃至第四百五十四條、第四百五十六條及第四百五十七條ノ罪

但シ人ヲ殺シタル罪ヲ除ク  
 三十三 刑法大全第四百五十八條乃至第四百六十條、第四百六十三條及第四百六十四條ノ罪  
 三十四 刑法大全第四百六十六條、第四百六十七條及第四百六十九條乃至第四百七十二條ノ罪  
 三十五 刑法大全第四百八十三條ノ罪  
 三十六 刑法大全第四百八十四條ノ罪  
 三十七 刑法大全第四百九十三條ノ罪  
 三十八 刑法大全第四百九十五條及第四百九十六條ノ罪  
 三十九 刑法大全第四百九十八條第二號及第四百九十九條第六號乃至第八號ノ罪  
 四十 刑法大全第五百十一條及第五百十五條ノ罪  
 四十一 刑法大全第五百二十條及第五百二十一條ノ罪  
 四十二 刑法大全第五百三十條乃至第五百三十二條ノ罪  
 四十三 刑法大全第五百三十三條ノ罪  
 四十四 刑法大全第五百三十四條及第五百四十條ノ罪  
 四十五 刑法大全第五百四十三條ノ罪  
 四十六 刑法大全第五百五十七條及第五百五十八條ノ罪  
 四十七 刑法大全第五百五十九條乃至第五百七十六條ノ罪  
 四十八 刑法大全第六百二十三條及第六百二十四條ノ罪  
 四十九 刑法大全第六百三十一條乃至第六百三十五條ノ罪  
 五十 刑法大全第六百四十四條乃至第六百四十六條ノ罪  
 五十一 刑法大全第六百四十九條及第六百五十條ノ罪

五十二 刑法大全第六百五十二條乃至第六百五十六條ノ罪  
 五十三 刑法大全第六百六十條乃至第六百六十三條ノ罪  
 五十四 刑法大全第六百六十七條及第六百六十九條ノ罪  
 五十五 刑法大全第六百七十條及第六百七十一條ノ罪  
 五十六 刑法大全第六百七十二條及第六百七十三條ノ罪  
 五十七 刑法大全第六百七十四條ノ罪  
 五十八 刑法大全第六百七十六條ノ罪  
 五十九 刑法大全第六百七十七條ノ罪  
 六十 刑法大全第六百七十八條ノ罪  
 六十一 陸軍法律ノ罪、但シ第二百七十八條、第二百八十一條、第二百八十九條、第二百九十條及第三百八條ノ罪並第二百九十七條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十六條、第二百九十七條及第三百九條中死刑ニ該當スル罪ヲ除ク  
 六十二 會計法違犯ノ罪  
 六十三 開國五百四年法律第十五號違犯ノ罪  
 六十四 電報事項犯罪人處断例ノ罪  
 六十五 郵便事項犯罪人處断例ノ罪  
 六十六 典當舖規則違犯ノ罪  
 六十七 鐵道事項犯罪人處断例ノ罪、但シ第三條ノ罪及同例ノ罪ヲ犯スニ因リ人ヲ死ニ致シタル罪ヲ除ク  
 六十八 度量衡法及度量衡法施行規則違犯ノ罪

六十九 新聞紙違犯ノ罪  
 七十 保安法違犯ノ罪  
 七十一 銃砲及火藥類團束法違犯ノ罪  
 七十二 森林法違犯ノ罪、但シ第十五條ノ罪ヲ除ク  
 七十三 人蔘稅法違犯ノ罪  
 七十四 紅蔘專賣法違犯ノ罪  
 七十五 漁業法及漁業法施行細則違犯ノ罪  
 七十六 家屋稅法違犯ノ罪  
 七十七 酒稅法違犯ノ罪  
 七十八 煙草稅法違犯ノ罪  
 七十九 國稅徵收法違犯ノ罪  
 八十 出版法違犯ノ罪  
 八十一 民籍法違犯ノ罪  
 八十二 漁業稅法違犯ノ罪  
 八十三 屠獸規則違犯ノ罪  
 八十四 船舶法及船舶法施行細則違犯ノ罪  
 八十五 船舶檢査法及船舶檢査法施行細則違犯ノ罪  
 八十六 檢疫規則違犯ノ罪  
 八十七 銀行條例違犯ノ罪  
 八十八 農工銀行條例違犯ノ罪

八十九 鹽稅規程違犯ノ罪  
 九十 寄附金募集取締規則違犯ノ罪  
 九十一 種痘規則違犯ノ罪  
 九十二 檢疫停船規則違犯ノ罪  
 九十三 教科用圖書檢定規程違犯ノ罪  
 九十四 痘苗賣下規則違犯ノ罪  
 九十五 水道給水規則違犯ノ罪  
 九十六 船準牌規則違犯ノ罪  
 九十七 警務廳令、警視廳令及各道令違犯ノ罪  
 九十八 前記法令ヲ比附援引シテ處罰シタル罪及處罰スヘキ罪  
 第二條 前條ノ外舊韓國陸照二年法律第十六號及第十九號施行前同法律ヲ以テ廢止又ハ削除シタル法律ノ條項ニ依リ又ハ其ノ條項ヲ比附援引シテ處罰セラレタル者ハ之ヲ赦免ス  
 第三條 二罪以上俱發例ニ依リ處斷セラレタル者最重ノ罪前二條ニ該當スルトキハ他ノ罪亦之ヲ赦免ス  
 第四條 赦免ヲ得ルト雖既ニ徵收シタル罰金、科料、收賄金、追徵金及沒入シタル物件ハ之ヲ還付セス  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 ● 財政上必要ナル處分ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 勅令第三百二十六號  
 舊韓國政府ニ屬スル歲入歳出ノ豫算ハ當分ノ内從前ノ儘之ヲ襲用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 ● 財政上必要處分ノ件 明治四十三年八月二十九日 勅令第三百二十七號  
 朝鮮ニ於ケル臨時恩賜ニ充ツル爲政府ハ三千萬圓ヲ限リ五分利附國債ヲ發行スルコトヲ得  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 ● 韓國勳章及記章ノ佩用ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 勅令第三百三十四號  
 舊韓國ノ勳章及記章ハ當分ノ内之ヲ佩用スルコトヲ得  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 ● 朝鮮駐劄憲兵條例 明治四十三年九月十日 勅令第三百四十二號  
 第一條 朝鮮駐劄憲兵ハ治安維持ニ關スル警察及軍事警察ヲ掌ル  
 第二條 朝鮮駐劄憲兵ハ陸軍大臣ノ管轄ニ屬シ其ノ職務ノ執行ニ付テハ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ク  
 第三條 憲兵將校准士官下士上等兵ニハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ在職ノ儘警察官ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得  
 第四條 前條ノ規定ニ依リ警察官ノ職務ヲ執行スル者其ノ警察事務ニ關シ職權ヲ有スル上長ヨリ命令ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ履行スヘシ

第五條 憲兵ハ其ノ職務ニ關シ正當ノ職權ヲ有セル者ヨリ要求アルトキハ直ニ之ニ應スヘシ

第六條 憲兵ハ左ニ記載スル場合ニ非サレハ兵器ヲ用ウルコトヲ得ス

一 暴行ヲ受クルトキ又ハ兵器ヲ用ウルニ非サレハ其ノ職務ヲ執行シ得サルトキ

二 人又ハ土地其ノ他ノ物件ヲ防衛アルニ兵器ヲ用ウルニ非サレハ他ニ手段ナキトキ

第七條 京城ニ憲兵隊司令部ヲ置キ各憲兵隊管區ニ一憲兵隊ヲ配置ス

前項ノ憲兵隊ハ之ヲ本部及分隊ニ分ツ

第八條 憲兵隊ノ管區並本部及分隊ノ配置ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第九條 憲兵隊司令部ニ左ノ職員ヲ置ク

憲兵隊司令官

憲兵隊司令部副官

憲兵隊司令部附佐尉官

憲兵下士

憲兵隊ニ左ノ職員ヲ置ク

憲兵隊長

憲兵隊副官

憲兵分隊長

憲兵准士官下士上等兵

憲兵隊司令部及憲兵隊ニハ經理部、衛生部及獸醫部將校相當官准士官下士、蹄鐵工長並高等文官及判任文官ヲ附スルコトヲ得

憲兵將校准士官下士上等兵ハ豫備役後備役ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十條 憲兵隊司令官ハ各憲兵隊ヲ統轄シ司令部ノ事務ヲ總理ス

第十一條 憲兵隊司令官ハ憲兵隊ノ軍紀、風紀、訓練、教育及職務履行ヲ檢閲スヘシ

第十二條 憲兵隊司令官ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ一時憲兵隊ノ一部ヲ其ノ管區外ニ派遣スルコトヲ得但シ急ヲ要スルトキハ認可ヲ受ケスシテ之ヲ派遣スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第十三條 憲兵隊長ハ各分隊ヲ統轄シ其ノ勤務ノ方法ヲ指定シ隊中ノ事務ヲ掌理ス

第十四條 憲兵隊司令部附佐尉官ハ司令部ノ命ヲ承ケ勤務ニ服ス

第十五條 憲兵隊司令部副官ハ司令部ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

第十六條 憲兵分隊長ハ部下ヲ指揮監督シ其ノ勤務ノ方法ヲ指定シ分隊ノ事務ヲ處理ス

第十七條 憲兵隊ニ憲兵補助員ヲ附屬ス憲兵補助員ノ取扱ハ其ノ職務ニ應シ憲兵上等兵又ハ陸軍一  
二等卒ニ準ス

第十八條 憲兵ノ服務及憲兵補助員ニ關スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年勅令第三百二十三號ハ之ヲ廢止ス

●朝鮮ニ於ケル法令ノ效力ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 號

朝鮮總督府設置ノ際朝鮮ニ於テ其ノ效力ヲ失フヘキ帝國法令及韓國法令ハ當分ノ内朝鮮總督ノ發シタル命令トシテ尙其ノ效力ヲ有ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●居留地ノ行政事務ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 制令 第五十號

仁川濟物浦、鎮南浦、木浦、群山、馬山浦及城津ニ於ケル各國居留地並仁川、釜山及元山ニ於ケル  
清國居留地ノ行政ハ警察ニ關スル事項ヲ除クノ外當分ノ内從前ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●地稅等特別免除ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 制令 第三十九號

第一條 左ニ掲グルモノハ特ニ其ノ納入又ハ還納ノ義務ヲ免除ス

一 本年分地稅ニシテ平安南北及咸鏡南北ノ四道ハ第二期、其ノ他ノ各道ハ第一期ニ納付スヘキ  
額ノ五分ノ一

二 隆熙二年分以前ノ地稅ニシテ本令施行ノ日迄ニ未納ニ屬スルモノ

三 隆熙三年法律第十四號第一條ニ掲グル缺通金ニシテ本令施行ノ日迄ニ未納ニ屬スルモノ

四 隆熙三年以前ノ貸附ニ係ル社還米ニシテ本令施行ノ日迄ニ還納未済ニ屬スルモノ

第二條 前條第三號ニ依リ免除シタル缺通金ニ就キ提供シタル擔保物件アルトキハ之ヲ擔保提供者  
ニ還付スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●朝鮮ニ於ケル關稅及移出入稅ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 制令 第四號

第一條 外國ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物及朝鮮ヨリ外國ニ輸出スル貨物ニ付テハ當分ノ内從來ノ稅率  
ニ依リ輸出及移入稅ヲ賦課ス

第二條 内地、臺灣及樺太ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物ニ付テハ當分ノ内從來ノ輸入稅ト同一ノ稅率ニ  
依リ移入稅ヲ賦課ス

朝鮮ヨリ内地、臺灣及樺太ニ移出スル貨物ニ付テハ當分ノ内第一條ノ移出稅ト同一ノ稅率ニ依リ  
移出稅ヲ賦課ス

第三條 外國並内地、臺灣及樺太ヨリ入港スル船舶ニ對シテハ當分ノ内從來ノ稅率ニ依リ噸稅ヲ賦  
課ス

第四條 輸出及移出入ノ貨物及出入船舶ノ取扱ニ關シテハ當分ノ内從來ノ輸出入貨物及船舶ノ取  
扱ニ關スル例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●朝鮮總督ノ發スル制令ノ公布式ノ件 明治四十三年八月二十九日 統監府令 第五十號

第一條 朝鮮總督ノ發スル制令ハ其ノ制令ナルコトヲ明記シ朝鮮總督之ニ署名シ公布ノ年月日ヲ記  
入シテ之ヲ公布ス

第二條 制令ハ朝鮮總督府官報ヲ以テ之ヲ布告ス

第三條 制令ハ特ニ施行期日ヲ掲グルモノヲ除クノ外其ノ各官廳ニ到達シタル翌日ヨリ起算シ滿七  
日ヲ經テ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●統監府令公文中改正ノ件 明治四十三年八月二十九日 統監府令第五十一號

統監府公報「朝鮮總督府官報」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●條約ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 統監府令第五十二號

條約ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ニシテ勞働ニ從事スル者ハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サルハ從前ノ居留地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

前項ノ勞働ノ種類ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附則

第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●朝鮮總督府官報ノ發行發賣ニ關スル件 明治四十三年八月二十九日 統監府告示第九十七號

朝鮮總督府官報ノ發行及發賣ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 朝鮮總督府官報ハ印刷局ニ於テ發行ス

第二條 官報ハ左ノ定價ヲ以テ發賣ス

一箇月 金四十錢 郵税 金十五錢  
一部 金二錢

第三條 官報ヲ購求セムトスルモノハ官廳ヲ除クノ外其ノ定價ヲ印刷局ニ前納スヘシ  
第四條 舊韓國官報及統監府公報購求ノ爲納付シタル料金ハ總督府官報購求ノ爲納付シタル料金ト看做ス

●警察署ノ名稱位置管轄區域表中改正ノ件 明治四十三年九月一日 統監府令第五十五號

明治四十三年統監府令第四十四號警察署及警察署ノ名稱位置及管轄區域表中左ノ通り改正ス

皇宮警察署ノ項ヲ左ノ如ク改ム

昌德宮警察署 北署ノ内昌德宮ノ地域

(昌德宮)

昌德宮警察署德壽宮分署 西署ノ内德壽宮ノ地域

(德壽宮)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●警務總監部及警務部令公文中改正ノ件 明治四十三年九月六日 統監府令第五十六號

第二條中「統監府公報」ヲ朝鮮總督府官報ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

●朝鮮總督府官報廣告掲載方ノ件 明治四十三年九月十四日 統監府告示第二百七號

第一條 各官廳ノ廣告ハ朝鮮總督府官報ニ掲載スルコトヲ得

法令(第三號)

第二條 各官廳ノ廣告ハ登記ニ關スル公告ヲ除クノ外廣告料ヲ要セス  
 第三條 銀行會社等ノ報告類ニシテ法令若クハ其定款ニ依リ廣告ヲ要スルモノハ朝鮮總督府官報ニ掲載ヲ請フコトヲ得  
 第四條 官報廣告料ハ左ノ如ク定ム  
 四號活字 一行(二十六字詰) 一回金四十五錢  
 五號活字 一行(三十四字詰) 一回金四十錢  
 六號活字 一行(四十五字詰) 一回金三十錢  
 登記ニ關スル告示 一行(全部五號活字) 一回金二十錢  
 野表類ヲ挿入スルモノハ前項ニ準シ行數ヲ見積リ計算ス  
 第五條 官報廣告ノ掲載ハ原稿ヲ添ヘ朝鮮總督府ニ請求スヘシ  
 第六條 官報廣告料ハ印刷局之ヲ徵收ス  
 ●朝鮮樺太ニ居住スル在郷軍人演習召集簡閱點呼ヲ行ハサル件 明治四十三年九月十五日陸軍省第九號  
 豫備役後備役陸軍將校同相當官准士官下士兵卒歸休兵及補充兵役ニ在ル者ニシテ朝鮮又ハ樺太ニ居住スル者ニ對シテハ當分ノ内勤務演習召集及簡閱點呼ヲ行ハス但シ明治四十年勅令第三百三十二號ニ依リ歸休兵ハ此ノ限ニ在ラス  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 ●代書業取締規則 明治四十三年九月二十日 統監府警務總監部第七號  
 第一條 本則ニ於テ代書業ト稱スルハ他人ノ委託ニ依リ文書ノ代書ヲ爲ス業ヲ謂フ

第二條 代書業ヲ爲サントスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢、業務所、履歴書及代書料ヲ具シ業務所所轄警署ニ願出許可ヲ受クヘシ代書料ヲ變更シ若ハ補助者ヲ置カムトストキ亦同シ  
 第三條 代書業者ハ左記各號ノ行爲ヲ爲スヘカラス但シ裁判所構内代書ノ許可ヲ得タル者ニシテ裁判所ニ於テ承認シタル事項ヲ取扱フ場合ハ此ノ限リニアラス  
 一、民刑人事訴訟又ハ非訟事件ノ勸誘、鑑定、紹介仲裁等ヲ爲シ其他紛議事件ニ關與スルコト  
 二、土地、家屋ノ賣買讓渡、債權取立、人事周旋等ニ關與スルコト  
 三、名義ノ如何ヲ問ハス所定ノ代書料以外ニ請求シ又ハ之ヲ受ケ若ハ濫リニ文書ノ紙數ヲ多クシ料金ヲ貪ルコト  
 四、他人ノ印類若クハ其署名又ハ捺印シタル用紙ヲ所持スルコト  
 五、虚偽又ハ委託人ノ意思ニ反シタル文書ヲ作成スルコト  
 六、業務上知得シタル他人ノ秘密ヲ漏洩スルコト  
 七、其他業務ヲ利用シテ公安ヲ害スヘキ行爲ヲ爲スコト  
 第四條 代書料額ハ業務所ノ賭場ニ掲出スヘシ  
 第五條 代書業者ハ代書事件簿ヲ調製シ之レニ紙數ヲ記入シ所轄警署ノ檢印ヲ受ケ代書シタル年月日、事件名、代書料及委託者ノ住所氏名ヲ明瞭ニ記載シ置クヘシ  
 第六條 代書事件簿ハ使用後三年間保存スヘシ  
 第七條 代書業者ハ代書シタル文書ノ末尾又ハ欄外ニ代書ノ旨ヲ記載シ署名捺印スヘシ但シ他ノ法令ニ依リ形式ヲ定メタル文書ハ此ノ限ニ在ラス  
 第八條 代書業者本籍、住所氏名又ハ業務所ヲ變更シ若クハ廢業死亡シタル時ハ五日以内ニ所轄警署ニ届出ヘシ但シ死亡ノ届出ハ月主又ハ家族ニ於テ十日以内ニ其手續ヲ爲スヘシ

業務所ノ變更ニシテ警察官署ノ所轄ヲ異ニシタルトキハ五日以内ニ移轉地所轄警察官署ニ届出ヘ

第九條 代書業者ハ所轄警察官署ニ於テ取締上必要ナル事項ヲ命令シタルトキハ之レヲ遵守スヘシ  
第十條 代書業者本則ニ違反シ又ハ公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ所轄警察官署長ハ其業務ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ  
第十一條 本則又ハ本則ニ基ク命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

第十二條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第十三條 本則ニ抵触スル從前ノ規定ハ本則施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フモノトス  
第十四條 本則施行ノ際現ニ代書業ヲ營ム者ハ明治四十三年末日マテニ本則第二條ニ依リ更ニ願出許可ヲ受クヘシ

●集會集合ニ關シ追加ノ件

明治四十三年九月二十二日  
統監府警務總監部令第八號

第一項ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ屋外ニ於ケル説教又ハ學校生徒ノ體育運動等ノ集合ニシテ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニアラス  
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○例規

●併合後處務方ニ關スル件

明治四十三年八月二十九日  
統監府訓令第十六號

各理事廳理事官

本日公布ノ併合條約ニ依リ韓國ハ帝國ニ併合セラレ自今朝鮮ト改稱シテ帝國領土ノ一部トナリ域内ノ人民ハ悉ク帝國ノ治下ニ立テ政令是ヨリ一途ニ出テ皆皇化ノ惠澤ニ浴スヘシ然レトモ朝鮮現時ノ狀態ハ未ダ全ク帝國内地ト同シカラサルモノアリ故ニ帝國法令ニシテ直ニ朝鮮ニ適用セララルモノノ外併合ノ結果朝鮮ニ於テ效力ヲ失フヘキ帝國法令及韓國法令ハ爾後總督ノ命令トシテ其ノ效力ヲ存續シ將來時勢ノ進運ニ從ヒ漸ヲ逐テ改修ヲ加フヘシ民留民團ハ元來外國ニ住居スル帝國臣民ノ設立スル團體ニシテ朝鮮カ帝國ノ版圖ニ歸シタル以上ハ自然地方行政機關ニ編入セラルヘキモノナリト雖今俄ニ之ヲ廢止スルニ便ナラサル事情アルニ依リ暫ク其ノ存在ヲ認メ將來之ニ代ルヘキ地方制度ノ完成ヲ待テ其ノ整理ヲ爲サシムヘシ又韓國及外國間ノ諸條約ハ消滅ニ歸シ帝國及外國間ノ諸條約ハ事情ノ許ス限リ朝鮮ニ適用セラレ該條約國ノ臣民及人民ハ帝國内地ニ於ケルト同様ノ權利及特典ヲ享有スルト共ニ總テ帝國ノ法權ニ服從スルコトナリ隨テ朝鮮ニ在留スル外國人ニ係ル訴訟事件ハ之ヲ帝國裁判所ニ於テ管轄スルコト恰モ他ノ一般人民ニ關スル場合ト同一ナルヘシ關稅ニ至テハ之ト稍其ノ事情ヲ異ニシ今直ニ帝國ノ關稅法又ハ協定稅率ヲ適用スル時ハ管ニ外國貿易ニ關シテ從前ノ慣例ヲ繼續スルコトニ決シ條約上ノ規定ニ拘ラズ朝鮮ノ輸出入貨物ニ對シテハ從來ト同率ノ關稅ヲ課シ又帝國内地ト朝鮮トノ間ニ出入スル貨物ニ付テモ從來ト同率ノ移出入稅ヲ課スル事ト爲セリ元來併合ノ趣旨タルヤ兩國相合シテ一體ト爲リ彼我ノ差別ヲ撤去シ相互全般ノ安寧幸福ヲ増進セ

例規 (第三號)

三三



ムトスルニ外ナラス然ルニ之ヲ以テ強弱兩國ノ成敗ト爲シ驕慢自ラ持シ輕浮ノ言行ニ出ツルカ如キコトアラハ是レ實ニ其ノ本旨ヲ没却スルモノト謂フヘシ從來本邦ノ居留民ハ多クハ異郷ニ僑居スルノ想ヲ爲シ動モスレハ自ラ高フシテ他ヲ蔑視スルノ弊アリ若今日ノ改革ニ際シ一層倨傲ノ心ヲ増長シ新附ノ人民ニ凌辱ヲ加フルカ如キコトアラハ却テ彼等ノ惡感隔意ヲ招キ事毎ニ杆格ヲ生シ將來永ク相融和スル機ナクシテ途ニ不測ノ禍ヲ醸スニ至ルヘシ今幸ニ此ノ更始ニ新ノ時ニ會ス宜シク其舊想前態ヲ一變シ新附ノ領民ハ即我カ同胞タルコトヲ念ヒ之ニ接スルニ同情ヲ以テシ之ヲ待ツニ友誼ヲ以テシ相提携シテ處世ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ隆昌ニ貢獻スルコトニ努ムルヲ要ス

貴官ハ以上ノ趣旨ニ基キテ管下一般ノ居住民ヲ指導シ將來施政ノ效果ヲ擧クルニ於テ遺漏ナキコトヲ期セラルヘシ

●大赦施行手續方ノ件 明治四十三年八月二十九日 統監府訓令第十七號

第一條 本年勅令第三百二十五號ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ヲ犯シタル者ハ既ニ判決ヲ經タルト否トハ問ハス又既ニ刑ノ執行ヲ終リタルト否トハ別タス總テ赦免ヲ得ルモノトス

第二條 赦免ヲ得ヘキ罪ニ付刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ言渡未タ確定セサル者、言渡確定スルモ未タ其ノ執行ニ著手セサル者及其ノ執行中ニ係ル者ニ對シテハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ヨリ速ニ赦免ヲ得タル旨ヲ通知シ在監中ノ者ハ之ヲ放免スヘシ

第三條 赦免ヲ得ヘキ者刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ管轄地外ノ監獄ニ在ルトキハ監獄ノ長ヨリ其

職員配置表ノ通定ム

職員配置表

區別	警		通譯官技師警察醫	屬	警		通譯生
	日人	韓人			日人	韓人	
警務總部	七	二	三	一	二	二	二
皇宮警察署	—	—	—	—	—	—	—
南部警察署	—	—	—	—	—	—	—
銅峴分署	—	—	—	—	—	—	—
北部警察署	—	—	—	—	—	—	—

ノ罪名、刑名、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所名、言渡年月日及氏名ヲ其ノ監獄所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ地方裁判所支部ノ檢事ニ通知スヘシ

檢事前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ第二條ノ處分ヲ爲シ其ノ旨刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ通知スヘシ

第四條 大赦ノ施行ニ關スル處分ハ檢事ヨリ迅速且明細ニ統監ニ報告スヘシ

●警察職員配置表制定ノ件 明治四十三年八月二十六日 訓令甲第三號

警務總監部  
漢城府各警察署同分署  
各道警務部

<p>例規 (第三號)</p>										<p>例規</p>									
群山警察署 苗浦警察署 高敏警察署 井邑警察署 任實警察署 鎮安警察署 全州警察署 全羅北道警務部	瑞山警察署 唐津警察署 洪州警察署 保寧警察署 鴻山警察署 江景警察署 牙山警察署 大田警察署 公州警察署 忠清南道警務部	槐山警察署	永同警察署 報恩警察署 堤川警察署 陰城警察署 清州警察署 忠清北道警務部	開城警察署 交河警察署 江華警察署 金浦警察署 仁川警察署 安城警察署 永登浦警察署 水原警察署 京畿警務部	龍山警察署	水門洞分署 西大門分署 東大門分署	三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十	三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十											

REEL No. 1-0465

0459

例規 (第三號)	慶尚北道警務部	大邱警察署	星州警察署	金山警察署	慶州警察署	永川警察署	義城警察署	安東警察署	青松警察署	盈德警察署	榮川警察署	江原道警務部	春川警察署	平昌警察署	江陵警察署	臨津警察署	通川警察署	金城警察署	平康警察署							
	全羅南道警務部	光州警察署	谷城警察署	麗水警察署	康津警察署	海南警察署	木浦警察署	靈光警察署	濟州警察署	慶尙南道警務部	晉州警察署	河東警察署	三千浦警察署	統營警察署	馬山警察署	昌寧警察署	陝川警察署	三浪津警察署	釜山警察署	蔚山警察署						

例規 (第三號)

合	新倉警察署	小會洞警察署	北鎮警察署	平安南道警務部	順川警察署	新安州警察署	鎮南浦警察署	廣梁湖警察署	德川警察署	黃海道警務部	海州警察署	夢金浦警察署	長連警察署	黃州警察署	瑞興警察署	新溪警察署	南川警察署
計																	
三																	
二																	
一																	
六																	
八																	
一																	
一〇																	
二																	
三																	
五																	

例規

咸鏡南道警務部	咸興警察署	面湖津警察署	新浦警察署	三水警察署	元山警察署	永興警察署	咸鏡北道警務部	鏡城警察署	北蒼坪警察署	清津警察署	雄基警察署	城津警察署	平安北道警務部	新義州警察署	龍岩浦警察署	宜川警察署	寧邊警察署	博川警察署	

REEL No. 1-0465

0465

例規

● 巡查及巡查補定員表中改正ノ件 明治四十三年九月一日 訓令甲第四四號

本年八月訓令第八號巡查及巡查補定員表中左ノ通改正ス

署名	内地人		朝鮮人		巡查補計
	巡	査	巡	査	
昌德宮警察署	三	四	二	四	五
德壽宮分署	一	二	一	二	四
					八〇

● 警察職員配置表中改正ノ件 明治四十三年九月一日 訓令甲第五五號

昌德宮警察署  
德壽宮分署

本年八月訓令甲第三號職員配置表中左ノ通改正ス

部 署 區 別	警 視		警 部		通 譯 生
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	
昌德宮警察署	一	一	一	一	一
德壽宮分署	一	一	一	一	一

● 外國人ニ適用スヘキ法令ノ件 明治四十三年九月一日 警政第二一六五號

外國人ニ適用スヘキ法令ノ件ニ關シ今般左記ノ通決定シタル旨其筋ヨリ通知有之候條爲御參考及通牒候也

帝國ト各國トノ諸條約ヲ朝鮮ニ適用セラレタル結果外國人ニハ司法上日本人ト同一ノ法令ヲ適用スルハ勿論行政上ニ於テモ日本人ト朝鮮人ト各別ニ適用スル法令アルトキハ外國人ニハ日本人ニ適用スルモノヲ適用スルコト

● 外國旅券下付ニ關スル件 明治四十三年九月十五日 統發第五三五七號

外國旅券下付方ニ關シテハ從來其ノ筋ヨリ屢々通牒ノ次第モ有之候處將來朝鮮全道ニ涉リテ畫一方針ニ出ル爲左記各地ニ渡航セムトスル者ニ關シテハ詳細取調經伺ノ上處理セラレ度尙旅券下付ノ處分ヲシタルトキハ本籍現住所身分職業氏名生年月日並其ノ理由ヲ具シ當部及各道警務部ニ直接通報相成候様致度依命此段及通牒候也

左記

- 一、北米合衆國(布哇、「フイリピン」群島ヲ包ム)
- 二、墨國
- 三、南米諸邦
- 四、英領殖民地(加奈陀、濠洲聯邦其ノ他南洋諸島)

● 妓生娼妓ノ開廢業異動報告取扱方ノ件 明治四十三年九月廿二日 警政第二一二號

本年八月十三日警發第一二四號通牒ニ依ル妓生及娼妓ノ開廢業其ノ他異動通報方各署區々ニ涉リ取扱上不便不尠候ニ付爾今左記様式ニ依リ御通報相成度依命此段通牒候也  
追テ該通報ハ一週間毎ニ取纏メ提出相成候トモ支障無之候間申添候

左記

例規 (第三號)

四三

例規

年 月 日

警務課長宛

妓生(娼妓)開業通報

認可證下付年月日

認可證番號

現 住

所

妓 名

姓 名 及 年 齡

妓生(娼妓)廢業(死亡)通報

認可證番號

現 住

所

妓 名

姓 名

妓生(娼妓)轉出通報

認可證番號

轉出年月日

轉 出

先

妓 名

姓 名

備考

妓生(娼妓)轉入通報

認可證下付年月日

認可證番號

舊認可證番號

現 住

所

妓 名

姓 名 及 年 齡

何々警察署長(分署長)

四四

備考 (注意) 轉入轉出ノ備考欄ニハ其ノ事由ヲ記入スルコト

●會計事務ニ關スル通牒 明治四十三年八月三十日 度支部會發第二七二六號

併合條約發表ニ付會計事務ハ八月二十八日迄ヲ帝國政府ノ會計トシ八月二十九日以後ハ帝國政府ノ會計トシ其整理方左ノ通取扱ハレ度依命此段通牒候也

一 歳出ハ原因ノ如何ヲ問ハス支拂命令發行ノ日ノ所屬ニ依リ兩國政府ノ歳出ニ區分シ整理スルコト但韓國政府ノ支拂命令濟額ニシテ現金未拂額ハ金庫ニ於テ資金ヲ繰越シ整理スルコト

二 旅費ノ如キ概算渡ハ支拂ノ日ヲ以テ區分シ精算當時ニ於ケル返納又ハ追給ハ帝國政府ノ歳入歳出ニ屬スルモノトス

三 現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ保管ニ屬スル八月二十八日ノ殘高ハ現金前渡官吏ニ於テ帝國政府ノ計算ニ繰越シ整理スルコト

四 八月二十九日以後ニ於テ金庫ニ收入シタル金額ハ總テ帝國政府ノ收入ニ屬スルモノトス

五 八月二十九日以後ニ於ケル定額戻入ハ總テ帝國政府ノ豫算ニ戻入スルコト

六 物品及印紙類會計官吏ノ保管ニ屬スル物品又ハ印紙類ハ八月二十八日ノ殘高ヲ帝國政府ノ會計ニ移シ保管整理スルモノトス

七 韓國政府官吏ノ引續キ帝國政府官吏トナリタルモノノ給與ニ付其ノ全月分ノ支拂ヲ受ケタルモノハ八月二十九日以後ノ其ノ月分ハ支給セサルモノトス

例規 (第三號)

四五

●統監府所屬官署官吏ノ輸入スル小包郵便物ニ對シ輸入税ヲ課スル件 明治十七年九月廿七日 從來統監府及所屬官署官吏ノ輸入スル小包郵便物其他ノ荷物ニ對シ輸入税ヲ課セサル取扱ト相成居

リ候處來ル十月一日ヨリ右不課税ノ取扱ヲ廢止スルコトニ決定候間御承知相成度貴部諸員ニハ夫々御通知相煩度候也

●朝鮮ニ於ケル港灣ニ外國軍艦ノ入港ニ關スル件 明治四十三年九月二十日 統制第五九〇二號  
舊韓國ト列國トノ條約上外國軍艦ハ從來朝鮮不閉港ニ入港シ得ルコト、相成居候處今後ハ軍港要港ハ勿論不閉港ト雖モ之ニ入港セントスル時ハ本邦内地ニ於ケルト同様豫メ我政府ノ承認ヲ受ケシムルコト、相成條右御了知相成度此段及通知候也

●未納税金徴收上ニ關スル件 明治四十三年九月二十六日 度支部稅第二〇二號  
面長又ハ公債領收員中人民ノ無智ニ乘シ制令ニ依リ免除セラレタル税金ヲ徴收シテ其缺通金ヲ補填シ若クハ隆熙二年分以前ノ未納金ヲ三年分ト看做シテ徴收スルモノ有之哉ニ承知候ニ付テハ此ノ如キ不都合ナキ様取締方御取計相成度此段及通牒候也

次に私立學校に關する一般狀況に就て少しく説明すへし官公立學校に關しては自然長時間を要するの虞あるを以て之を省略し今は唯韓國に於ける學校の最大多數を占め而かも韓國教育の主要部分たる私立學校に就き一言せん

甲 韓國人の教育に對する意見

韓國に於ける教育熱の勃興、私立學校設立の徑路並に其學校分布の狀勢に就きては其韓國人の設立に係るものと基督敎宣教師の設立に係るものとを問はず略ぼ之を前述せり然らば是等私立學校の現在換言すれば其内容實質は果たして如何是等の多くは學校として能く完全なる設備、教師を有し且つ其實績を擧げ得らるゝの情態にあるや否や予は遺憾ながら之を否定せざるを得ず而して之か詳細なる情況に至りては予か近く公にせんとする「韓國教育の現在」なる一書中に之を論せんとするを以て就て諸君の一察を請ひ茲には唯二三要點を紹介するに止めんとす  
夫れ教育の要義たるや世に處し家を齊ふに當り實際的智識と技能を養成するにあるは言を俟たざるのみならず將來の開明進歩に資すへき適材を輩出せしむるに在ることは何れの時何れの國を問はず共通せる教育の本領なることは韓國人雖も是に異議を挾むの餘地なかるへし而かも是を韓國學校設立の跡に就て稽ふれば其動機其内容共に大に非なるものにして彼等の多くは教育の眞意義を解せず學校に要する經費、設費、教育の如きは措て問はず單に時勢に挑發せられて設立し或は激越なる政治論を弄ひ偏狹の愛國心を唱道し或は喇叭を吹き大鼓を叩き課業を廢して兵式體操に熱中するか如きは教育の本旨に背反するのみならず延て國內の秩序を擾亂し治國の基を危殆ならしむるものご謂はざるへからず現に一兩年前に在ては平安南北兩道の私立學校の如きは殆んど喇叭を吹き大鼓を叩くことを教授するものご如き觀を呈し盛に兵式體操をなして近郊を横行し爲めに義州に於ては日本軍隊と衝突を惹起したり之れは實に明治三十九年のことにして其他之に類するの事例少からず尙極

講 演  
端の例を示せば平安南道永柔郡私立李花學校は其編成喇叭科、太鼓科、體操科の三科より成り就て之を教員に訊したるに彼は學校とは斯の如き學科を教授するものなるが如く信じて疑はざりしが如き全く教育の眞意義を解せざるに坐せるものにして誠に憫憐に堪へずして深く之を咎むるよりは寧ろ指導啓蒙の餘地あるものと信す

乙 韓國人の意見に對する學部の施設

一 模範學校の設立  
以上は今日に於ける私立學校が漫然として設立せられ漠然として經營せらるゝの概況なり而して此時に當り學部は如何なる手段如何なる方針に依り是等誤れる教育の趨勢に臨みしや予は當時統監府書記官として兼て學部勸諭の職に在り思へらく韓國教育の現狀をして此儘に放任せば所謂教育の本領たる智徳訓育は到底之を求むるに由なく頭腦幼稚なる少年子弟を驅りて頑冥編狹の徒輩と化せしめ文明の開發得て期すべからずと即ち統監府設置後諸般行政の改革に際し政府は五十萬金を投じて教育改善の資に供せられたるを以て國內要樞の地を撰みて公立普通學校を起し範を地方教育界に垂れ私立學校を善良なる方面に指導せんとし學科としては讀書、算數、日語の如き處世に實用なるものを必須科となしたり而して當時普通學校に日語を科せんとするや世間往々反對を唱ふるものあり而かも日韓の關係一年と密通し來り交通隨て頻繁なるに伴ひ日語の不解の爲めに受くるの不便不利は學て言ふべからず殊に不良の日韓人相結托して誦詐奸計を弄し爲めに往々不測の禍害を蒙るものあり是れ蓋し日語に通せざるに依るものにして日語は韓人の日常生活上最も必要なるものなり故に學部に於ては日語を普通學校の必須科となしたり而して予の意見に對し當時の學部大臣たりし現内閣の首相李完用は直に之を贊成實行したることは蓋し時運の要求に基くものなるべしと雖亦能く時勢を達觀し得たるものと謂ふべし尙普通學校施設の詳細に至ては之を略するを以て「普通學校教

養に關する施設網要」に就て知らんことを望む

二 私立學校令の發布

私立學校令發布の理由並に之が規定の内容に就ては同令並に同令頒布に關する學部訓令第二號に依り承知せられたし茲には唯其主要なる二三に就き説明を加ふべし即ち私立學校令の主眼とする所は學部大臣の認可を受くるにあらざれば存在を認めざること及學部の編纂、檢定以外の教科用圖書は學部大臣の認可を受くるにあらざれば使用するを得ざるの二點に存す而して本令の頒布せらるゝや學部はあらゆる手段方法を講じて法令の周知に努め一面新法令に對する誤解謬見を釋くに力を致したるの結果今や全國に於ては多數の學校が同令に依り認可を受くるに至りたることは學政運行の圓滿なる結果として學部の喜ぶ所なり而して前述の如く尙は未認可の學校に對しては今後諸君に於ても懇篤なる指教勸奨を試みられんことを望む次で教科用圖書は教育の基本たるものにして生徒教養上に至大なる關係を有するものなるに拘らず教科書中往々にして現今の國是に反じ政治に關涉するが如き記事を掲ぐるもの多く斯の如きは教育上看過すべからざるものにして爲めに教育の本旨を没却し徒に危険なる思想を挑發せしむるに至るべきを以て嚴正なる取締規定を設くるに至りたり

丙 學部の施設に對する誤解

一 私立學校令に對するもの

私立學校令頒布の要旨前述の如し而して該令の頒布せらるゝや種々の誤解續出して學部は本令を以て私立學校を撲滅するものなりとの輩語を放ち盛に世上の疑惑を生し本令施行上著しく妨碍を來すの傾向を生したるを以て學部はあらゆる手段方法を講じて其妄を辨し其誤を正し力を盡して之が誤解を釋くに努めたり若し彼等の誤解を釋かざれば私立學校令は唯空文徒法となるのみならず私立學校の多くは外國宣教師の管理の下に走るに至るを虞れたり何となれば外國人は韓國に於て治外法權



を有す隨て外國宣教師の設立に係る學校は當然に韓國法令たる私立學校令に服従するの義務あるなし故に韓國法令の下に檢束せられて撲滅の悲運を見んよりは寧ろ基督教學校として自由なる範圍に活動すべしとは私立學校の總てか期せずして一致すべき徑路たるべければなり茲に於て予は私立學校令頒布の精神を闡明して學部は決して私立學校の存在を妨ぐるものにあらず善良なる私立學校は喜んで之を迎へ補翼誘掖以て善良なる方向に指導するの意を辯し進んでは基督教宣教師に向つて其設立又は管理下にある私立學校は其目的苟も韓國人子弟を教育し均しく韓國の開發にあるに於ては私立學校令の適用を受くるに何等躊躇する理由なかるべく寧ろ進んで政府の援助を得便宜を求めんとするには必ず私立學校令に依り其認可を受け其存在の承認を受けざるべからず畢竟私立學校令に依りて其設立の認可を受くることは何れの方面より見るも便宜尠からざるを説き予は數回宣教師と會見を重ね懇ろに學部當局の意を傳へ彼等は快よく其意を諒し各派を通して悉く學部大臣の認可を受くるに至りたるは韓國教育の統一上至幸と謂ふべし而も彼等の監視下にある韓人の牧師、傳道師中却て之を悦ばざるものあり米國長老派か私立學校令に依りて認可を受くべきことを決せるや即ち曰く我等基督教徒は治外法權を有す何を苦んてか日本人の手に依りて作られたる法令の支配を受くことを敢てなさんや長老派にして若し私立學校令の支配下に立つに於ては我等は須らく去りて監理教の下に走るべし聖公會派に投せんと放言して頻りに反對を唱へたりしか各宗派宣教師の態度殆んど同一に出で其總て私立學校令に依り認可を受くるに至るを見るや其反對も無益に終りたり斯くして宗教學校も學部に統一せられたるも若し之に反して私立學校令の精神徹底せず基督教宣教師設立の學校にして此支配の外に立たんか韓國私立學校は殆んど悉く宣教師の下に走り私立學校令は所謂空文徒法に過ぎざるべし予は基督教宣教師が進んで其設立の認可を受くるに至りし一事の教育行政上甚だ慶賀すべき事柄なりと信す

講演

一四

二、教育と宗教との關係

外國宣教師の設立に係る私立學校は前述の如く其目的宗教の宣傳に存し教科目には聖書を課す而して斯る宗教學校の存在する所以は日本の學制と著しく相違ある點なり日本に於ける小學教育は義務教育として小學校令に依り一定の教科課程を設け父兄は其兒童をして必ず小學校に就學せしめざるべからざるの義務あり故に小學教育に於ては宗教學校の存在すべき餘地を存せず韓國に於ては日本の小學校に相當する普通學校令あるも固より義務教育にあらざる故に韓國の父兄は其子弟を普通學校に入學せしめざるべからざる義務を有せず隨ひて韓國の子弟は普通學校に入ると私立學校に入るとは其任意なり而して普通學校に於ては法令の命する學科課程あり宗教を容るゝの餘地なきも私立學校にありては基督教徒たるを佛敎たるを問はず宗教を容るゝの餘地なき所なり此點に關して世人或は日本の教育制度を採用して私立學校に宗教を容認せしむるの意見を抱くもの往々にして是なきにあらざるを以て茲に一言を加ふ

三、義務教育制度

韓國教育が日本の如き義務教育制度にあらざることは前述したり而も頃日説をなす者往々にして日本の制度に倣ふて義務教育施設の必要を唱ふ是固より韓國を勢を解せざる架空の議に過ぎず予は聊か其妄を辯する爲め前陳「韓國教育の現在」の中に之を詳記したるも茲には唯其要を擧ぐべし義務教育制度を論ぜんは欲せば先づ韓國の國勢に照し經濟的方面より之を議するに當り日本の例を引證するを必要とす日本に於て所謂義務教育たる小學教育に投する經費は最近に於て一箇年約四千餘萬圓に上れり日本は實に斯の如き莫大なる費用を以て學齡百人中就學兒童九十七人餘に當る比類なき好成绩を擧げつゝあり而して是等の經費は總て市町村の負擔に係るものなることは諸君の既に了知せらるゝ所の如し今假りに韓國人口を二千三百萬人と概算して之を日本人の人口、學齡兒童、

講演 (第三編) 佛學部大官演説より

一五

就學兒童、經費等に對照し同一の比例、同一の歩合を以て學齡兒童數並就學兒童數を有するものと見做し韓國に於ける義務教育施設に對し之に要する經費を算出すれば約其四分の一たる一千萬圓を有せざるべからず假りに就學兒童數を學齡兒童數の半數とするも尙且五百萬圓を要す纏つて之を韓國の財政に見るに歲計總額約二千萬圓にして而かも事實上韓國人民の負擔に係るものは約一千萬圓なりとす然らば國庫收入二分の三に當るの過大なる費用を投して義務教育制度を施行せんとするが如き到底根據なき主張は何等の效果を事實の上に現はすを得ざるや明なり

丁 私立學校設立認可の方針

私立學校の設立認可及監督に就ては法令の適用上寬嚴何れに依りて之に臨むべきか蓋し之を嚴にせんか私立學校の多數は其内容教育の實績を擧ぐるに足るものは寥寥として曉星も管ならず隨ひて現時の學校中其設立を容認すべきものなきに至るべく是れ徒に世上の疑惑を滋くするのみならず彼の宗教學校の如きは是に藉口して學部の監督の範圍外に立つも亦施すに途なかるへし是今日の時代に適合する行政の妙にあらす先づ私立學校令の下に立たしめ其内容の改善矯正の如きを徐ろに之を期せざるべからず故に學部が私立學校の認可請願書を取扱ふや務めて寛大なる方針の下に其宜しきを制することを旨とし教科用圖書の如き直接生徒の頭腦に危險不穩の思想を注入するもの、如きを除くの外其設備、其教師、其經費の如きは敢て多く之を問はず殆んど總ての私立學校を認可するの方針を探りあらざる範圍、種類、程度に於て今日の多數の私立學校を私立學校令の支配下に立たしめ之か内容改善の如きは監督の第二期に譲らんとせり

戊 私立學校の現状

一 維持困難と整理改善  
斯かる如上寛大なる取扱の下に認可せられたる私立學校の多數は今に及んで經費の窘窮を訴へ廢滅

を餘儀なくされんとする境遇に類し來れり思ふに學部が最初に於て監督權の行使を寬假し不完備なる私立學校も敢て之を認可したるものは雖て來るべき自然の淘汰に依りて基礎不完全なる私立學校の自動的廢滅を期したる所以にして徒に積極的干渉に依りて他動的に之を廢滅せしむることは學校經營者をして非政に藉口して罪を爲政者に歸するの結果となるべきを慮りたるに出でたるなり元來韓國に於ける私立學校の多數は其經營の基礎鞏固なるものにあらず多くは學田、渡船税、市場税の如き公課的收入若は寄附金の如き他人の財貨に依頼して設立するものなりしか今や一面に於て地方費法の發布となりて其財源の多くを收上せられ寄附金品募集取締規則の發布に依りて寄附金の募集に大打撃を蒙り維持の基礎甚に危く廢滅の窮境に頻するに至りたるなり而して今や學部は是等多數私立學校の窘窮困難に頻するに臨み豫め收めたる監督の手を下して能く是等私立學校の内容實質を査覈し優良にして改善に値するものに對しては之を保護して其維持を繼續せしめんとする方針を採り其然らざるものに對しては之が併合を懇諭し若は其自然の廢滅に放任せんとす

二 維持困難と外國人宣教師

私立學校の多數が其維持の困難を訴へつゝある現状に於て注目し値すべき事實は基督教宣教師の活動なりとす彼等は韓國に於て百萬の教徒を得べく全力を傾注しつゝあり而も能く韓國の趨勢、且潮を迎合するに巧なる彼等は手を教育界に伸して將に廢滅の悲境に立てる私立學校を救済せんとしつゝあるもの、如し現に京城に於ける私立西北協成學校の如き私立普成學校の如き皆彼等の手に依りて救はれんとしつゝあり斯る現象は私立學校の整理問題と同時に其研究を等閑に附することを得ざる重要事なりとす

第五 學校の監督

甲 積極的監督

一 學校視察

學校の監督としては積極・消極の兩方面より之を見ることを得へし今積極的監督に付て之を述べん  
現今に於ける學部の吏員は日人官吏十數人に過ぎず故を以て地方學事視察の如きは日常事務の處理  
の傍ら辛うして年一回の視察を爲し得るに過ぎざるを以て此方面に於ける監督の十分ならざるは常  
に遺憾とする所なり先年内部と協議を遂げ各觀察道に教育主任の道主事を置くに至りたりしと雖是  
等も亦日常事務の繁に遮きられて管内の觀察を治くす能はざるの状況に在り

二 教科書の供給

教科用圖書に關しては普通學校に於ては國定即ち學部編纂のものを使用せしむると雖私立學校に於  
ては日本の如き義務教育制度にあらざれば當然之を使用せしむるを得ず而して學部の編纂及檢定以  
外の圖書を用ふるときは認可を請はざる可らざる制度なるも是等の教科書に至りては其内容到  
底完全なるものにあらざり故に將來は學部に於て編纂して供給するの頗る緊要なるを認む

乙 消極的監督

一 教科書の取締

以上は積極的監督の一二を述べたるに止まるも尙ほ取締の必要上二三の點を擧ぐれば教科用圖書の  
取締に關しては如上認可制度に依りて之か良否を甄別指示し來り居るも學校に於ては果して是を實  
行し居るや否や或は出版法に依りて禁止せられたる圖書を使用し居らざるや否や是等實際に於ける  
取締は頗る困難なるものにして殊に唱歌の如きは盛んに當今の政治時事を非議せる挑發的不穩の歌  
詞を教授するもの往々にして之あるを聞く即ち學部は曩に教科用圖書一覽表なるものを刷成し況く  
之を地方憲兵巡查に配布し之が取締を求めたる所以なりとす諸君に於ては今後能く部下を指揮して  
取締を密にせられんことを望む

二 惡傾向の取締

(1) 政治と教育との混淆

私立學校に於ける惡傾向の重なるものは政治と教育との混淆なり云ふまでもなく教育は政治の外に  
特立すべきものにして兩者の間截然之を區別せざるに於ては修學時代にある少年子弟をして其學習  
を専らならしめざるのみならず未熟なる頭腦に政争時難の思想を注入せしめ爲に其前途を誤るに至  
り教育上默過すべからざる弊害の因たるべし日本に於ても往年學生にして政治を談し時事を論する  
の弊を生じたるも時の文部省は銳意之を矯正禁遏に努めたる結果學校及學生は其非を悟り其正に歸  
し遂に能く今日の如き完備せる學風を見るに至りたり韓國に於ても此弊亦滔々として瀰蔓し或は言  
論に或は教科書に政治問題時事問題を捉へ來りて激越なる論議を弄ふもの少からず其弊の及ぶ所當  
に子弟の一身を誤るのみならず延て國內の秩序を擾すものあるを以て學部は全力を注ぎて之か非を  
鳴らし其進むべき順路を示して啓蒙開發に努めつゝありと雖も近時尙往々にして如斯事實あるは  
誠に痛嘆に堪へざる所なりとす此間に在りて外國人中説をなして學部が政治問題、社會問題を禁遏  
するに餘りに其神經的なを云爲する者なきにあらざる然れども是誤れるの甚しきものなることは前  
述の理由に依り明白なり學問として政治法制度の學を講究するは敢て之を妨ぐるにあらざる現に學部所  
管に係るものに法學校あるにあらざるや韓國現在の學校に於ける政治問題社會問題の討究は學科  
として之を履修するものにおらず全く矯激なる言論に依り時務を憤慨し世局を非難し其禍害の  
及ぶ所實に測り知るべからず是れ前述の如く本部が苦心焦慮して之が取締に力を致し現に近く此  
弊風矯正に關する訓令及訓諭を發したる所以なりとす諸君に於ても能く此意を諒し今後若し學校若  
は學生にして政治を論じ時事を議するものあるが如きときは其理由を示して説諭せられんことを望  
む

(2) 運動會

運動會に關しても亦看過すべからざる弊風あり殊に大規模の運動會に於て然りとす先年予が平壤に至りて目撃したる平安南道一團の學校聯合大運動會の如きは單に其規模の大なるのみならず盛んに喇叭を吹き大鼓を鳴らし宛然たる武裝的示威の運動會にして其形容教育の本旨に副はざるは勿論徒らに無用の失費をなし課業を抛擲する弊に陥り其結果學風を驅りて放漫輕佻の域に趣かしむるに過ぎざるを以て學部は斯種運動會の開催に對して屢々訓令を發し其非を懇切に荷も其聯合の範圍一郡以上に亘り而も數日に及ぶものゝ如きは斷然之を禁止するの方針を採り以て今日に及びたり

三 日本人教師の取締

私立學校に於ける日本人教師の取締に就ても亦一言の要あるを認む元來私立學校に於ける韓人教師の多くは前述の如く其學識技術教員たる素質を有せず又之を要求するも韓國の現狀に照らし到底其人を得難きを以て一般私立學校の風潮として往々日本人教師を私に聘用するもの増すに至れり斯くの如き傾向あるに當ては苟も日本人として來て此韓國の教育に従事する以上必ずや相當學識を有して教養薰陶の任に堪へ得る者ならざるべからず殊に其品性素行の如きは其教員たるの上より又日本人たる上より子弟の師表となり韓人の儀範たるべきものならざるべからず然るに多數私立學校に於ける日本人教員中には内地に於て教育上何等の經歷學識を有せず甚しきは刑法上の處刑を受けたる者すらなきにあらざる斯の如きは到底教育上の實績を挙げ得ざるは勿論其言動の如何は延て日本人たるの體面を汚し學部の新教育施設に影響するの甚だしきものあるを以て學部は屢に私立學校に於ける日本人教員の取締に著手し各道書記官をして其人物學歷を調査せしめ其餘蘊の下に教員たる體否を決定せしむるに至りたり然れども多數教員中には尙ほ或は不良教員の存在せざるなきを保せざるを以て諸君に在りても若し教員として不適當なるものゝ存在を認めらるゝに於ては其事實を舉

丙 外國人宣教師との關係

以上學部が私立學校に對する監督方針の一端を説明せり而して最後に於て予が特に諸君に留意を乞はんと欲する所のものは對外國人問題なりとす韓國に於て治外法權を有する彼等が學部の勸奨に従ひ快く其設立若は監督の下に在る學校を擧げて私立學校令の支配下に立つに至らしめたるは順理に基ける舉指にして韓國教育の前途の爲め喜ぶべきことなることは既に前述したるが如し故を以て今後彼等の學校に對しては私立學校令の下に適當と認めたる監督方法を講ずるは毫も不可あるなしと雖是が取締の實際に至つては多少の手加減をなして懇切叮嚀に之に臨むべきは蓋し彼等待つ上にて於て忘る可らざる必要事なりと信す予は今之に關する一二の事例を擧ぐべし頃日某道警察部長より外國人主催に係る學校運動會に對し學部訓令の趣旨に依り之を取締らんとするも事外國人に係るの故を以て之が取締方針の指示を乞ひ來りたることあるも外國人の主催即ち宗教學校の運動會と雖荷も既に私立學校令に依りて認可を受け學部の支配下に立ちたるものなるに於ては學部の方針に従て行動せざるべからざるや論なく隨て其運動會が其規模に於て其内容に於て學部訓令の趣旨に背反するものなるに於ては該訓令の趣旨に依りて之を取締るべく外國人たるもの亦學部が運動會の弊害を認めて之を禁退したる精神にして徹底せば該訓令に服従するに躊躇するなかるべし然りと雖之が實際の取締に當つては宜しく當初彼等が設立認可を受くるに至りたる経路に鑑みて懇切圓滿に之を指導すべく萬一之に應せざる如き場合あるに於ては事情を具して學部へ報告すべき旨を令達したることあり次に某道警察部長より佛國宣教師某なるものが内部に於て發賣を禁止したる幼年必讀外二三書を教授し居るの實事を擧げて之が取締方の指揮を請ひ來りたるを以て予は直に部下の官吏を派して佛國宣教師を司宰せるシニエタルに之を問合はしめたるに彼は其支配下にかゝる不良教科書を

講 演 (五三三號) 佛國宣教師の關係

使用するものは之なるべし而も若し之あるに於ては直に之が禁止を命ずべしとて確く之を審ひたるを以て予は二面之を道に移譲すると同時に憲兵司令官に事の顛末を報告し置きたり以上は單に過去に於ける二の例に過ぎず今後には外國人關涉の事實を發生することは亦當に尠からざるべし而も此場合に於ては條理に基き順道に依り懇切に之に當るに於ては宣教師と雖亦其意を諒し敢て事端を構ふるが如きことなかるべし此點に關しては特に各道警務部長たる諸君の慎重なる考慮を望む尙ほ現時に於ける地方官憲と外國人之關係は頗る沒交渉なると同時に圓滿を缺くものあるを認む斯の如きは多數地方官就中郡守等の中に於ては未だ中央政府施政の方針を悉くさるものあるの弊に坐するものにして爲に行政の運行を阻滯ならしめざるのみならず延て事端を滋くするの因たるべきなり諸君に於ては既に既に之を熟知せらるべしと雖此機會に於て一言を附す

第六 各道警務部長に對する希望

甲 視察及狀況の報告  
以上韓國教育の現狀殊に私立學校に關する一般の狀勢を悉くせり予は茲に長時間に涉りて諸君の清聽を汚したるを謝し此談話を終らんとするに臨み特に諸君に對して援助を請はざるべからざるものあり從來に於ては各地方官殊に憲兵、警察官より教育上に關する機密の報告を得學部施政の參考に供して資益を得たること尠からず願くば今後には從前の如く諸君の調査視察せられたる事項に對して憲兵司令官又は警務總長に報告せられ學部は之に依り充分便宜を得んことを希望す

乙 普通學校教監に對する援助  
普通學校教監が其職務上に對し直接若くは間接に諸君の援助を請ふと尠からざるべし願は諸君に於ても之を諒せられ相當助力援護を與へられん事を望む殊に學部施政の方針に就き一般人民中或は之を誤解し之を疑懼するが如きとあらば其顛末を擧げて之を報告せられんことを切望して止まず (終)

○雜報

●叙任辭令	
(各通)	陸軍二等獸醫 田川 謙吉 陸軍一等獸醫 大澤熊次郎
獸醫事務ヲ囑託ス	(各通) 陸軍二等軍醫 高橋 元吉 陸軍二等軍醫 伊藤 丈夫 陸軍一等軍醫 三河内淳一 陸軍二等軍醫 正室谷 修太郎 陸軍二等主計 進藤初太郎 日沖喜之助 中村 榮 大西 英雄 松山 益藏 西本 榮光
警察事務ヲ囑託ス	會計事務ヲ囑託ス(以上八月十日) 任統監府通譯官 叙高等官七等(七月二十日) 補昌德宮警察署長 統監府警視 呼子友一郎 補仁川警察署長 宮館 貞一 補開城警察署長 齊藤 金祐 補群山警察署長 原 龍橘 補木浦警察署長 松井 信助 補馬山警察署長 道野 能邇 補釜山警察署長 補釜山警察署長 市川 信清

補元山警察署長	統監府警視	是澤真一郎	陸軍二等軍醫	椋木左橋
補清津警察署長	全	佐藤利三郎	陸軍一等軍醫	松田愛一郎
補鎮南浦警察署長	全	安田勝實	陸軍一等軍醫	渡邊正芳
補城津警察署長	全	天野章四郎	陸軍一等軍醫	國友光泰
	陸軍二等軍醫	堀江彌三郎	全	山田貞次郎
	全	守谷省三	陸軍二等軍醫	千田常外
	陸軍三等軍醫	小林衛貢	陸軍二等軍醫	岩本宗治
	全	森留五郎	全	伴義綱
	陸軍一等軍醫	山崎恭次郎	全	佐久間小次郎
	陸軍二等軍醫	吉田繁治郎	全	邊見鱗藏
	陸軍二等軍醫	有馬純也	全	村山佐太郎
	全	小澤孝之助	陸軍二等軍醫	池田勝彌
	全	三上文藏	陸軍二等軍醫	岡田啓倫
	全	馬渡豊二	陸軍二等軍醫	奥山正雄
	全	福永謙三	陸軍二等軍醫	三井總策
	陸軍一等軍醫	片平庸吉	全	牧野惟二
	陸軍二等軍醫	大島顯一郎	全	大槻三磨
	陸軍二等軍醫	松島新良	全	赤井直
	陸軍一等軍醫	岩淵友次	全	吉野麟至
	陸軍一等軍醫	大原文作	全	神部季俊

警察事務ヲ囑託ス(以上八月十五日)	陸軍一等軍醫	山本惣吉	陸軍高等官五等(八月二十二日)	陸軍一等軍醫	矢田下次
四級俸下賜	警務官	岸田泰治	稅關技師統監府技師	陸軍三等軍醫	黒沼彦太郎
一級俸下賜	統監府警視	平澤五郎	水上警備船取扱事務ヲ囑託ス(八月卅日)	陸軍三等主計正	橋本秀平
全	統監府警視	北村良康	警務總監部會計事務ヲ囑託ス	統監府警視	谷川金一郎
二級俸下賜	全	反町周司	(各通)	統監府警視	市川信清
全	統監府通譯官	青野順一郎		全	原龍橋
四級俸下賜	統監府警視兼通譯官	安井大之助		全	是澤真一郎
叙從七位	正八位勳八等	青野順一郎		全	國友尚謙
陸軍高等官五等	統監府警視	安井大之助		全	安田勝實
陸軍高等官六等	統監府通譯官	安井大之助		全	松井信助
統監府警視兼通譯官	境喜明	安井大之助		全	半澤忠敏
陸軍高等官六等	統監府警視	安井大之助		全	高橋虎次郎
統監府警視	佐藤利三郎	安井大之助		全	薄井宗次
		安井大之助		全	上田道太郎
		安井大之助		全	小林克己

陸軍憲兵中尉從七位勳五等 吉本 淨  
 陸軍憲兵中尉從七位勳五等 限元 巖  
 陸軍憲兵中尉從七位勳五等 鈴木 一  
 陸軍憲兵中尉從七位勳五等 山田 常藏  
 陸軍憲兵中尉從七位勳五等 川西光之助  
 陸軍憲兵中尉從七位勳五等 長谷川豊治  
 陸軍憲兵中尉從七位勳五等 青柳 赴夫  
 陸軍憲兵中尉從七位勳五等 有馬 精秀  
 陸軍憲兵中尉從七位 堀 武夫

任統監府警視(九月十九日)

久木田熊彦  
 金谷友經  
 内田 繁  
 井上 勇治  
 尾澤 光幸  
 小林 徳太  
 末松 晋  
 二見 纒五郎  
 太田 辰三  
 木田 榮  
 多田 豊三郎

上羽 虎雄  
 中山 虎丸  
 長谷 新九  
 合田 嘉治  
 百合 野實松  
 淡海 庄一  
 野口 鶴吉  
 篠原 造次  
 片山 吉五郎  
 德永 晋一  
 田邊 光治  
 有川 敏行  
 江田 正一  
 野田 清太郎  
 一色 安治郎  
 藤口 丹藏  
 樋口 義行  
 三宅 東一郎  
 樋口 芳太郎  
 石川 淳夫  
 一條 貞吉  
 伊東 俊賢  
 加見 徳太郎

(各通)

(各通)

河野 通義  
 一月 信太郎  
 山内 圭一  
 渡邊 隆逸  
 福田 義一  
 松崎 其  
 伊藤 米次郎  
 大場 哲郎  
 長谷部 多七郎  
 近藤 其三  
 森田 虎次郎  
 羽入 田安太  
 島地 昇  
 波多野 定輔  
 河野 作藏  
 古城 剛吉  
 渡邊 久作  
 内田 赫造  
 高木 常雄  
 植松 晋之助  
 熊野 誠治  
 本郷 元榮  
 大久保 修成  
 星野 祐軒

(各通)

(各通)

藤林 金吾  
 加來 倉太  
 小川 末五郎  
 杉原 虎男  
 菅 恒  
 菅 清六  
 寶田 勲平  
 李 協在  
 伊田 剛  
 黄 環性  
 猪狩 甚三郎  
 筒井 孫次郎  
 渡邊 七之助  
 柴 子之助  
 福元 勝製  
 坂田 徳次郎  
 戸伏 夏哇  
 中山 尉八

水原憲兵隊

憲兵上等兵 猪狩 甚三郎

全 筒井 孫次郎

全 渡邊 七之助

憲兵上等兵 柴 子之助

全 福元 勝製

憲兵上等兵 坂田 徳次郎

全 戸伏 夏哇

全 中山 尉八

官ノ都合ニヨリ解職(八月十九日)

全	憲兵上等兵	永井辰五郎
全	憲兵上等兵	關山金行
全	憲兵上等兵	村田昌平
全	憲兵上等兵	國水義夫
全	憲兵上等兵	木村利吉
全	憲兵上等兵	鹽路徳太郎
全	憲兵上等兵	仲津義雄
全	憲兵上等兵	壺岐平止
全	憲兵上等兵	永田多吉
全	憲兵上等兵	榑原福二郎
全	憲兵上等兵	佐藤清助
全	憲兵上等兵	小島昌隆
全	憲兵上等兵	境田泰藏
全	憲兵上等兵	定久熊治郎
全	憲兵上等兵	松尾忠信
全	憲兵上等兵	石川曾夫
全	憲兵上等兵	新井藤吉
全	憲兵上等兵	高村留

官ノ都合ニヨリ解職(八月二十八日)

全	憲兵上等兵	坂本龜補
全	憲兵上等兵	伏見辰三郎
全	憲兵上等兵	小田切登作
全	憲兵上等兵	門司萬里
全	憲兵上等兵	若原辨三郎
全	憲兵上等兵	筒井辰五郎
全	憲兵上等兵	谷幸助
全	憲兵上等兵	立花續右衛門
全	憲兵上等兵	千葉常和
全	憲兵上等兵	松井敬一
全	憲兵上等兵	藤川菊次郎
全	憲兵上等兵	大野登
全	憲兵上等兵	藤本淨輔
全	憲兵上等兵	望月範吉
全	憲兵上等兵	栗原文次郎
全	憲兵上等兵	川原豊次郎
全	憲兵上等兵	進藤文三
全	憲兵上等兵	辻平吉
全	憲兵上等兵	八崎孫藏

官ノ都合ニ依リ解職(八月三十一日)

全	憲兵上等兵	青木柑吉
全	憲兵上等兵	石橋實藏
全	憲兵上等兵	佐久間主計
全	憲兵上等兵	白紙豊次
全	憲兵上等兵	筒鹽角太郎
全	憲兵上等兵	大友永吉
全	憲兵上等兵	片山朝次
全	憲兵上等兵	藤田圭助
全	憲兵上等兵	影山岸一
全	憲兵上等兵	五十嵐文六
全	憲兵上等兵	萩野谷實次郎
全	憲兵上等兵	渡永平藏
全	憲兵上等兵	濱田利道
全	憲兵上等兵	武田進門
全	憲兵上等兵	和田新吉
全	憲兵上等兵	徳原與平
全	憲兵上等兵	日内地團藏
全	憲兵上等兵	大城一耶
全	憲兵上等兵	廣瀬義夫
全	憲兵上等兵	山崎六三
全	憲兵上等兵	角久吉

全	憲兵軍曹	坂本龜補
全	憲兵軍曹	伏見辰三郎
全	憲兵軍曹	小田切登作
全	憲兵軍曹	門司萬里
全	憲兵軍曹	若原辨三郎
全	憲兵軍曹	筒井辰五郎
全	憲兵軍曹	谷幸助
全	憲兵軍曹	立花續右衛門
全	憲兵軍曹	千葉常和
全	憲兵軍曹	松井敬一
全	憲兵軍曹	藤川菊次郎
全	憲兵軍曹	大野登
全	憲兵軍曹	藤本淨輔
全	憲兵軍曹	望月範吉
全	憲兵軍曹	栗原文次郎
全	憲兵軍曹	川原豊次郎
全	憲兵軍曹	進藤文三
全	憲兵軍曹	辻平吉
全	憲兵軍曹	八崎孫藏



晉州憲兵隊	憲兵軍曹	武永荒一
全	全	山我辰次郎
光州憲兵隊	全	木村律
義州憲兵隊	憲兵軍曹	弘中和一
全	全	太田岩吉
憲兵軍曹	全	法華津薰一
全	全	小犬丸貞吉
憲兵軍曹	全	坂本健太郎
全	全	野澤萬次郎
平壤憲兵隊	全	齊村巖
全	全	木下榮助
大邱憲兵隊	憲兵軍曹	高水仙松
全	全	今四松次郎
憲兵軍曹	全	野田賢次郎
全	全	中村菊次
全	全	伊規須彌三次
全	全	濱地平太郎
全	全	林田宗太郎
威烈憲兵隊	全	林田宗太郎

以上就職終了三付解職(九月十日)

憲兵上等兵	三井金八
全	岩本理一
全	田中莊吉
全	石垣恒太郎
全	相信慎夫
全	宮田甚輔
全	齊藤淺吉
全	坪那末松
全	山本藤一
全	河村留藏
全	松野恵作
以上水原憲兵隊(編入八月十日)	
憲兵上等兵	中村逸三郎
全	橋本清三
全	上野臥龍
全	藤岡健治郎
全	藤原信一
全	湯原高吉
全	大石謙吉
全	鈴木清一
全	井上久吉
全	大場喜一
全	前澤英一
全	伊藤一雄

憲兵上等兵	和田貞次郎
全	田島恒雄
全	神田正藏
全	久保庭俊作
全	磯田五郎作
全	伊藤其造
全	堀江勝十郎
全	宮澤泰一郎
全	若松憲司
全	内德幸次郎
全	村田政之助
全	川上七藏
全	高久健三郎
全	小林善三九
全	田中信八
全	岡田真助
全	吉井勘吉
全	田島春太郎
全	女井庄作
全	武者源吉
全	越智茂太郎
全	富久庄三郎
全	上田安次郎
全	高島深人

以上就職終了三付解職(九月十日)

憲兵上等兵	三井金八
全	岩本理一
全	田中莊吉
全	石垣恒太郎
全	相信慎夫
全	宮田甚輔
全	齊藤淺吉
全	坪那末松
全	山本藤一
全	河村留藏
全	松野恵作
以上水原憲兵隊(編入八月十日)	
憲兵上等兵	中村逸三郎
全	橋本清三
全	上野臥龍
全	藤岡健治郎
全	藤原信一
全	湯原高吉
全	大石謙吉
全	鈴木清一
全	井上久吉
全	大場喜一
全	前澤英一
全	伊藤一雄



以上水原憲兵隊(編入八月十日)		憲兵上等兵	佐藤勝三郎
全	小林義一	憲兵上等兵	渡部榮七
全	若林和吉	憲兵上等兵	庄子庄吉
全	森善八	憲兵上等兵	池川熊太郎
全	村上増治	憲兵上等兵	植本宗作
全	中野琴信	憲兵上等兵	伊藤正藏
全	岩崎俊三	憲兵上等兵	久保牛三
全	濱野豊也	憲兵上等兵	北野福二
全	坂本藤作	憲兵上等兵	大崎高松
全	三吉善藏	憲兵上等兵	道田駒吉
全	木村喜右衛門	憲兵上等兵	吉岡章
以上全州憲兵隊(編入八月十日)		憲兵上等兵	吉岡章
全	片山眞藏	憲兵上等兵	網本岩五郎
全	仁田英三	憲兵上等兵	田中修一
全	三宅隆次	憲兵上等兵	松田龜太郎
全	千原健男	憲兵上等兵	土井秀三郎
全	山浦邦治	憲兵上等兵	磯欣一郎
全	井野橋眞之助	憲兵上等兵	波邊松
全	岡田伊太郎	憲兵上等兵	大木庸作
全	黒崎平三郎	憲兵上等兵	田口傳治
全	小堀正雄	憲兵上等兵	吉岡章
全	岡田長次郎	憲兵上等兵	島田重男
全	山道兵次郎	憲兵上等兵	吉田仲吉
全	家門平作	憲兵上等兵	黒田市太郎
全	森徳太郎	憲兵上等兵	鐵ヶ江善市
全	作本壘五郎	憲兵上等兵	本告淺市
全	坂井三太郎	憲兵上等兵	坂本守雄
全	江副光太郎	憲兵上等兵	野中又次
全	木下吉次	憲兵上等兵	武末七太郎
全	岩永元二郎	憲兵上等兵	末田輝吉
全	東甚七	憲兵上等兵	北川米作
全	田尻宇三郎	憲兵上等兵	我如古度久
全	野村桂太郎	憲兵上等兵	

以上光州憲兵隊(編入八月十日)		憲兵上等兵	森本静太郎
全	青木勳三郎	憲兵上等兵	樺富市
全	吉岡利藏	憲兵上等兵	内藤正則
全	山内琢秀	憲兵上等兵	嘉木善六
全	吉岡嘉吉	憲兵上等兵	桑田彌次郎
全	新見九一	憲兵上等兵	佐々木昇司
全	中谷兼松	憲兵上等兵	竹下廉三
全	中村七郎平	憲兵上等兵	名和海次
全	渡邊周平	憲兵上等兵	吉河保太郎
全	島野信次郎	憲兵上等兵	青木孫太郎
全	玉置助市	憲兵上等兵	近藤米造
全	藤戸鹿二郎	憲兵上等兵	
以上大邱憲兵隊(編入八月十日)		憲兵上等兵	鐵ヶ江善市
全	作本壘五郎	憲兵上等兵	坂井三太郎
全	坂本守雄	憲兵上等兵	野中又次
全	武末七太郎	憲兵上等兵	末田輝吉
全	北川米作	憲兵上等兵	我如古度久
全	野村桂太郎	憲兵上等兵	

以上威興憲兵隊(編入八月十日)		憲兵上等兵	林田爲八
全	赤池移也	全	福元利篤
全	四村鎮海	全	宮園政吉
全	大坪直典	全	内野市郎
全	松浦英馬	全	前田節
全	麻野義一	全	有田亨浩
全	吉積徳定	全	丸丸四郎策
全	酒井五一	全	油布虎彦
全	山田清明	全	森木與市
全	的野信太郎	全	財田周次郎
全	小石福平	全	麻生清彦
全	西座勝助	全	安藤利兵衛
以上平塚憲兵隊(編入八月十日)		憲兵上等兵	井上善男
全	末永半治	全	渡部辰次郎
全	上田菊郎	全	岡部久馬
全	久山榮吉	全	森高半吉
全	佐藤智加右衛門	全	荒木親光
全	森吉次郎	全	今泉七郎
全	江口平三	全	岩神滿太郎
全	中根健吉	全	藤村虎之進
全	谷脇泰助	全	新田純之助
全	横路勘四郎	全	山口萬藏
全	經込基治	全	笹子重次郎

以上義州憲兵隊(編入八月十日)		憲兵上等兵	米山金作
全	大館直喜	全	佐藤淺太郎
全	清水源一	全	小野米吉
全	江川隆治	全	山崎梅三郎
全	磯谷銀次郎	全	長谷川由太郎
全	征山麻次郎	全	大島留吉
全	松島伊七	全	中川規太郎
全	北原菊太郎	全	古岡甚作
全	稲田茂一	全	平塚金太郎
全	中島男六	全	倉地虎之助
全	松尾爲敏	全	野崎伊作
全	水吉一	全	野崎伊作
以上水原憲兵隊(編入八月三十一日)		憲兵上等兵	田中和七
全	川上染吉	全	岩田武虎
全	酒井竹次郎	全	小林保太郎
全	紫岡庄治	全	渡邊政藏
全	藤原啓亮	全	内田源次郎
以上水原憲兵隊(編入八月三十一日)		二等給	谷澤滋
全	小城谷三	全	坂井福太郎
全	齊田與四太郎	全	和野内新藏
全	後藤佐市	全	中野治郎吉
全	百々均一	全	鈴木建藏
全	豊田末吉	全	岸田啓輔
全	加藤市松	全	曹長





(各通)

宮尾 祐次  
 榎田 淺之助  
 濱地 松太郎  
 堀 雄  
 森 忠雄  
 金子 猪左衛門  
 甲斐 常一  
 武田 武四郎  
 藤波 安其夫  
 山下 誠利  
 松田 虎勝  
 松永 宇平  
 正田 英男  
 深川 治郎  
 佐々木 友治  
 榎崎 時保吉  
 三原 有二  
 遠藤 勇之丞  
 丹 周藏  
 河野 清一郎  
 吳山 規  
 石井 丑彦  
 田澤 實雄  
 二宮 喜三次

命統監府巡査(教習生)

(三級平南)  
 (四級全)  
 (五級全)  
 (全)

命統監府巡査(九月一日)

(六級平南)

統監府巡査

信國安 二耶  
 大堀松 三耶  
 堅山基 二  
 酒井 仁  
 岡田 義三耶  
 磯野 彦助  
 石 橋  
 久力 幸平  
 井上 大三耶  
 水附 早膳  
 九津見 眞二耶  
 松本 佐武耶  
 淺野 義輔  
 石井 利之助  
 若井 晴雄  
 堀内 宗次耶  
 松村 壽一  
 福元 伊之助  
 松本 春松  
 細戸 庄三耶  
 小川 莊二耶  
 小林 長一耶

給八級俸(八月廿二日)

(各通)

統監府巡査

佐藤 重三耶  
 白石 層藏  
 吉田 常之介  
 横山 政吉  
 中村 龜雄  
 杉山 深市  
 弓削 榮一耶  
 原田 岩太郎  
 波邊 兼志  
 久保 太郎  
 森 秀市  
 澤 盛治  
 佐藤 泰平  
 植田 太助  
 五里 才之助  
 遠谷 七郎  
 萩野 馬吉  
 能 杉之助  
 見 達直繁  
 伊東 勢力  
 佐々木 増太郎  
 堀井 甚太郎

(各通)

統監府巡査

藤 伯重理  
 佐藤 七六  
 塚 木榮市  
 唯 留三  
 境野 勉藏  
 曾我 午郎  
 守 國隆之  
 勝 馬早苗  
 中島 半五耶  
 石田 甚平  
 新 納金二  
 辻 嘉十耶  
 平井 米太郎  
 久 枝頼三  
 福山 直次耶  
 角 哲清五耶  
 住谷 操次耶  
 栗原 勝馬  
 上 喜作  
 山崎 林平  
 比其 田其虎  
 小川 篤三

統監府巡查	長島長作	全	統監府巡查	宮川源二	全
全	總田增熊	全	依事務廳令免巡査自七月十日至九月二十日	伊藤潤平	全
全	塚本佐一	全	統監府巡查	北村福松	全
全	高山銀之管	全	全	野田安造	全
全	吳村長松	全	全	喜田直攝	全
全	横山覺馬	全	全	穴井清市	全
全	三谷捨八	全	全	志賀雄太郎	全
全	安川藤太郎	全	全	岡田太郎	全
全	前川清一	全	全	佐伯豊三郎	全
全	中島牛五郎	全	免巡査自八月十日至九月二十日		
全	吉田哲雄	全	○死亡 警部原山徳三郎ハ九月六日 巡査宮下藤吉ハ八月廿一日、全許村賢治ハ八月十日、同安東新平ハ八月三十日、小林義ハ八月二十八日、同星野虎吉ハ九月十三日、同駒井助太郎ハ同九月十七日何レモ死去セリ		
全	園東賢	全			
全	山本静三	全			
全	木田玉三郎	全			
全	老山月之助	全			
全	鈴木善左衛門	全			

●統監府文官普通試験合格者 去月統監府ニ於テ施行セラレタル文官普通試験受験者中警察官吏ニシテ合格シタルモノハ左記ノ四名ナリト云フ  
北山雄造 仁田定直 宮本達也 福井 盤

●限地醫術開業試験 警務總監部ハ限地醫術開業試験ヲ各警務部ニ於テ行ハシムルコト、セリ

●朝鮮講演 同書ハ朝鮮ノ人情風俗古跡時事等ニ關スル諸名士ノ講演ヲ蒐集シタル新刊讀物ナリ此ノ際ハ韓印刷會社ヘ申込マシテ代價一圓ニテ頒賣スル由ナリ

●警察賞與 左記ノ者ハ激浪ヲ排シテ人命ヲ救助セシ廉ニ依リ金員ヲ賞與セラレタリ  
宗 三 (在漢城府) 李 順 元 (在漢城府) 五 (在漢城府)

●巡查賞與 榮川警察勤務巡查左記五名ハ賊魁崔聖天ヲ生擒シタル廉ニ依リ特ニ頭書ノ通り賞與ヲ受ケタリ  
十圓 川上玉次 十圓 金 龍 編 四圓 孫 晋 秀 四圓 李 順 一 二圓 宮永甚次郎

●八月中發賣額布ヲ禁止シ押收シタル朝鮮字新聞紙及雜誌左ノ如シ

押收月日	名	稱	發行月日	號數
八月二日	大東共報	右報	七月二日	第三八號
同 四日	同	同	七月二日	第三九號
同 八日	新報	右報	七月二日	第三二號
同 八日	新報	右報	七月二日	第三三號
同 八日	新報	右報	七月二日	第三四號
同 八日	新報	右報	七月二日	第三五號
同 八日	新報	右報	七月二日	第三六號
同 八日	新報	右報	七月二日	第三七號
同 八日	新報	右報	七月二日	第三八號
同 八日	新報	右報	七月二日	第三九號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四〇號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四一號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四二號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四三號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四四號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四五號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四六號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四七號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四八號
同 八日	新報	右報	七月二日	第四九號
同 八日	新報	右報	七月二日	第五〇號



同日	大韓耶蘇教會報	八月九日	第二四號	同廿六日	少	年	第二八
同日	大韓每日申報國文	八月九日	第三三號	同廿八日	大	報	七十五
同日	右國漢文	同日	第四二號	同日	大	道	二十七
同日	大東報	八月四日	第四二號	同日	東	報	二七
同日	新報	八月四日	第三三號	同日	新	報	九
同日	民報	七月十二日	第三三號	同日	民	報	八
同日	新報	七月十二日	第三三號	同日	新	報	三

●左記新聞ハ何レモ頭書ノ通り改題セリ

毎日申報 元大韓毎日申報

漢城新聞 元皇城新聞

漢陽新聞 元大韓新聞

民報 元大韓民報

以上八月二十八日附

耶蘇教會報 元大韓耶蘇教會報

以上九月六日

大東新報 元大東共報

以上八月十八日

●八月中發行許可ヲ與ヘタル出版物左ノ如シ

許可月日	名	稱	著	作	考	發	行	者
八月廿二日	觀光	畧記	全一冊	全	京城北道全州郡府西一里十統一戶	全	京城中部樓洞四六統二戶	李
同日	韓國備門尺牘	全一冊	京城中部樓洞十七統十戶	安	安	全	京城中部樓洞四六統二戶	李

●經費拂込に付注意

一 當課振替貯金は警務月報經費専用受拂の爲め加入したるものなるを以て該經費は必ず振替貯金にて拂込まれたし

一 月報經費以外の金圓(假令は韓語必携代の如き)は當課振替貯金に拂込まざる様致されたし

一 拂込手数料は拂込人に於て支拂ふに及ばず當課に於て一箇月分宛取廻り支拂ふ事となり居れり

(拂込人に於て該手数料を支拂ふ時は取廻り支拂ふるべし特に注意を要す)

一 經費拂込に際しては必ず拂込通知票裏面通信文欄に送金内譯を記入せられたし

一 經費は發刊規程第十條に依り各委員に於て取廻り送付すべき管なるに委員の手を経ず直接拂込まるゝ向あり又委員に於て取廻りめのものにして管内全部に涉らす僅に其一部を取廻りたるものありて整理に差支あり御注意ありたし

一 經費を送付するに一官署にて甲者は六箇月乙者は四箇月丙者は二箇月と區々なる經費を合算し前納し来るものあり整理上甚だ困難に付可成同一歩合に一箇月分又は數箇月分宛全員の分を取廻り拂込まれたし

明治四十三年十月

警務月報幹事

明治四十三年九月二十三日印刷  
明治四十三年九月二十七日發行

統監府警務總監部

REEL No. 1-0465

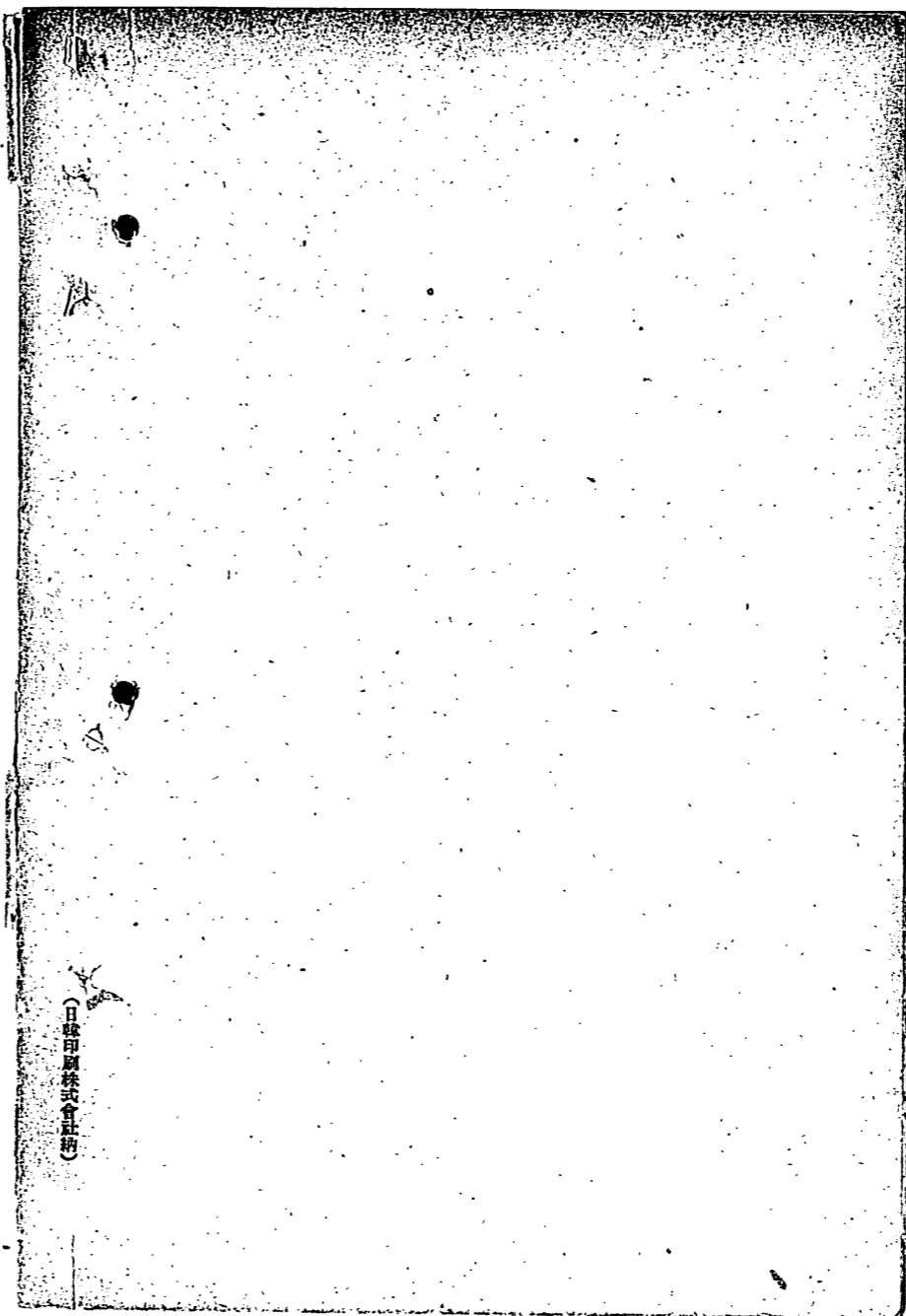
0485

第一號正誤表

部類	例規	關示	雜報	同	同
頁數	三二	三四	二六	六六	六六
行數	一五	一七	二四	一四	一四
正誤	請取 高等及 韓國法令及規	韓 國 法 令 及 規	松田 李憲班	尹松	尹松

第二號正誤表

部類	令類	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
頁數	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	
行數	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
正誤	濱城府餅店巨里 濱城府楊花津 濱城府無極 濱城府欲知島 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲 濱城府三汲	濱城府餅店巨里	濱城府楊花津	濱城府無極	濱城府欲知島	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲	濱城府三汲



日録印刷株式会社

REEL No. 1-0465

0487